

入札公告（機械設備工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。

令和8年6月23日

分任契約担当官 陸上自衛隊出雲駐屯地
第356会計隊出雲派遣隊長 中村 亮

1 工事概要

- (1) 工 事 名 出雲（8）中荒木宿舎浴室等改修工事
- (2) 工事場所 陸上自衛隊出雲駐屯地（中荒木宿舎1号棟）
- (3) 工事内容 本工事は、以下の工事を行うものである。
浴室改修
- (4) 工期 契約締結日～令和8年12月31日（木）
- (5) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「**建築一式工事**」又は「**管工事**」で級別の格付を受け、中国四国防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の格付を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 防衛省競争参加資格の「**建築一式工事**」に係る等級が**D等級以上**又は「**管工事**」に係る等級が**C等級以上**であること。
- (5) 平成22年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、本案件同種関連工事（基準）を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。

また、実績が工事成績相互利用登録機関の発注した工事で工事成績評価相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評価点が65点未満のものを除くこと。

- (6) (5)の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事（平成13年12月25日以降に完成した工事で65点以上。）の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。
- (7) 次の基準を全て満たす主任技術者を当該工事に配置できること。

ア 以下の資格を有する者であること。

2級施工管理技士又は同等以上の資格を有する者である。

イ 平成22年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、評価点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関の発注した工事で工事成績評価相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評価点が65点未満のものを除く。

- (8) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、中国四国防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」（防整施（事）第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- (10) 中国四国防衛局管轄区域内（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県）に建築業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。
- (11) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。
- (12) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者
- (13) 業務従事者若しくは親会社等の国籍が、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利が実効性をもって、法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

3 入札手続等

(1) 担当部局

ア 入札手続に関する事項

〒693-0052 島根県出雲市松寄下町1142-1

陸上自衛隊出雲駐屯地第356会計隊出雲派遣隊（担当者：中村）

TEL 0853-21-1045（内線345）FAX 0853-21-5975

メール ma357fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

- イ 仕様書の内容に関する事項
陸上自衛隊出雲駐屯地 業務隊（担当者：松林）
TEL 0853-21-1045（内線317）

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間

令和8年6月23日から令和8年7月27日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前8時30分から午後5時00分まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 交付場所

中部方面会計隊のHP（<https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/k/k.htm>）でダウンロード若しくは(1)の担当部局において交付を行う。交付を希望する場合は事前に連絡を行うこと。

(3) 申請書及び資料の提出期限等

ア 提出期限 令和8年7月15日（水） 午後17時00分

イ 提出方法 (1)の担当部局に持参、郵送、電子メールにより提出すること。

(4) 入札書の受領期限等

ア 受領期限 令和8年7月27日（月） 午後1時00分

イ 提出方法 (1)の担当部局に持参又は郵送等する。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年7月28日（火） 午前10時00分

イ 場所 陸上自衛隊出雲駐屯地 会計隊入札室

4 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金免除。ただし、落札者が契約締結に応じない場合は、落札金額の100分の5以上の金額を違約金として徴収する。

(3) 契約保証金納付。ただし、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えるものとする。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の1（落札者が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回って、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を受けた場合は、請負代金額の10分の3）以上とする。この納付をもって落札者が契約を履行しない場合の違約金として取り扱うこととする。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ 入札に関する条件に違反した入札

- (5) 落札者の決定方法は、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (6) 配置予定主任技術者の確認
落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の主任技術者の配置違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。
なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、配置予定の主任技術者の変更を認めない。
- (7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。
- (8) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (9) 請負金額が300万円以上の場合、前払金保証証書の寄託を条件に、申請に基づき請負金額の10分の4以内の範囲内で前金払いに応ずる。ただし、低入札価格調査を受けた者との契約については、前金払の割合を請負代金額の10分の2以内とする。
- (10) 専任の監理技術者等の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者等とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
- (11) 契約書作成の要否
別冊契約書案により、契約書を陸上自衛隊「建設工事に係る標準契約書」の様式により遅滞なく作成し提出することとし、適用する特約条項として「談合等の不正防止に関する特約条項」及び「暴力団排除に関する特約条項」を付す。
- (12) 関連情報を入手するための照会窓口上記3(1)に同じ。
- (13) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加
上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (14) 代表者以外での入札については入札までに委任状を提出すること。
- (15) 詳細は、入札説明書による。
- (16) 最低価格の入札金額が契約等担当官等が定める調査基準額に該当する場合は、入札価格の内訳書等といった積算資料等を提出していただくよう依頼する可能性があります。
- (17) 積算資料等の提出に応じていただけない場合又は不十分な場合は、その旨説明を求める可能性があります。

- (18) 積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合は、「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして落札者としめない可能性があります。

入 札 説 明 書

陸上自衛隊出雲駐屯地第356会計隊出雲派遣隊の出雲（８）中荒木宿舎浴室等改修工事に係る入札公告（機械設備工事）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札公告日 令和８年６月２３日

2 契約担当官等

分任契約担当官陸上自衛隊出雲駐屯地第356会計隊出雲派遣隊長 中村 亮
〒693-0052 島根県出雲市松寄下町1142-1（陸上自衛隊出雲駐屯地）

3 工事概要

(1) 工事名

出雲（８）中荒木宿舎浴室等改修工事

(2) 工事場所

陸上自衛隊出雲駐屯地（中荒木宿舎１号棟）

(3) 工事内容及び工事範囲

別冊図面及び仕様書のとおり。

(4) 工 期

契約締結日～令和８年１２月３１日

(5) 使用する主要な資機材

仕様書のとおり

(6) その他

ア 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

イ 本工事は、数量公開の対象工事であり、設計数量を参考数量として公開することとしており、手続きの詳細は、別添「数量公開の説明書」を参照するものとする。

4 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「**建築一式工事**」又は「**管工事**」で級別の格付を受け、中国四国防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の格付を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 防衛省競争参加資格の「**建築一式工事**」に係る等級がD等級以上又は「**管工事**」

に係る等級がC等級以上であること。

- (5) 平成22年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、本案件同種関連工事（基準）を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、防衛施設庁において実施する建設工事の請負業者の施工成績評定要領について（施本建第220号（CCP）。13. 12. 19）に基づく施工成績評定通知書（以下「施工成績評定通知書」という。）並びに工事成績評定要領について（施本建第134号（CCP）。19. 7. 30）、工事成績評定要領について（経施第4404号。21. 3. 31）、工事成績評定要領について（防整技第15542号。27. 10. 1）又は工事成績評定要領について（防整技第7160号。28. 3. 31）に基づく工事成績評定通知書（以下「工事成績評定通知書」という。）の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除くこと。

また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

- (6) (5)の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事（平成13年12月25日以降に完成した工事で評定点合計が65点以上。）の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者（個別の工事に応じて、工種別に明示すること。）
- (7) 次の基準を全て満たす主任技術者を当該工事に配置できること。

ア 以下の資格を有する者であること。

2級施工管理技士又は同等以上の資格を有する者である。

「同等以上の資格を有する者」とは次の者をいう。

- ・同等以上の資格を有する者と国土交通大臣等が認定した者で、その旨を契約担当官等へ質疑して問題なく認められた者

イ 平成22年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である。（原則、着工から完成まで従事している。）

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、その成績が65点未満のものを除く。

ウ 配置予定の主任技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

- (8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、中国四国防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.3.31）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合は除く。以下同じ。）。

なお、この場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札心得書第6条第2項の規定に抵触するものでない。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。）である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合は除く。

(ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合（共同企業体を含む。）の理事

e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下管財人という。）

を現に兼ねている場合

- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加及び上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (10) 中国四国防衛局管轄区域内（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県）に建築業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づく本店、支店及び営業所が所在すること。
- (11) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。
- (12) 情報保全に係る履行体制について、適正な体制を有すると確認できる者。
- (13) 業務従事者若しくは親会社等の国籍が、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利が実効性をもって、法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

5 担当部局

- (1) 入札手続きに関する事項

〒693-0052 島根県出雲市松寄下町1142-1

陸上自衛隊出雲駐屯地第356会計隊出雲派遣隊（担当者：中村）

TEL 0853-21-1045（内線345） FAX 0853-21-5975

メール ma357fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

- (2) 仕様書の内容に関する事項

〒693-0052 島根県出雲市松寄下町1142-1

陸上自衛隊出雲駐屯地 業務隊（担当者：松林）

TEL 0853-21-1045（内線317）

6 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料（以下「申請書等」という。）を提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

また、4(2)の格付を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、4(1)、(3)及び(5)から(13)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて4(2)及び(4)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時点において上記4(2)及び(4)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書等の提出は、次に示すとおりとする。

ア 提出期間

令和8年6月23日から令和8年7月15日まで（行政機関の休日を除く）の毎日午前8時30分から午後5時00分まで。（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 提出方法

持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

ウ 提出場所5に同じ。

(2) 申請書は、属紙第1により作成すること。

(3) 資料は、次に従い作成する。

なお、アの実績及びイの経験については、平成21年度以降入札公告日までに工事が完成し、引き渡しが進んでいるものに限り記載することとし、「同種の工事の施工実績（属紙第2）」に記載する工事及び「配置予定の技術者（属紙第3）」に記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

ア 同種の工事の施工実績

上記4(5)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を、属紙第2に記載すること。記載する同種の工事の施工実績の件数は1件でよい。

イ 配置予定の技術者

上記4(7)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を、属紙第3に記載すること。記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。

なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び同種の工事の経験を記載することもできる。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とすることは差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。また、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

入札後、落札者決定までの期間（予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行うこと。この場合において、その事実が認められた場合には、当該入札を無効とする。

落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

ウ 工程表

アの実績が防衛省の発注した工事以外の者又は平成13年12月25日以前に完成した旧防衛施設局等の施工実績を有する者については、工程管理が適切であることを判断できる工程管理の技術的事項に対する所見を工程表（属紙第4）に記載す

ること。また、本案件に関する工程表も提出すること。

エ 契約書の写し等（該当者のみ）

施工実績又は経験として記載した工事に係る契約書の写し又は当該同種工事を証明する資料を提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス（CORINS）」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。

オ 暴力団排除に関する誓約書

カ 情報保全に係る履行体制についての確認

令和３年４月１日から公告日までの間に、防衛省発注機関が発注した工事を完成（完了）した実績を有している者は属紙第５の誓約書を提出し、有していない者は属紙第６の誓約書を提出すること。

- (4) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、令和８年７月１７日（金）までに通知する。（ＦＡＸまたはメールにて通知する）

(5) その他

ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 契約担当官等は、提出された申請書等を競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書等は、返却しない。

エ 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

オ 申請書等に関する問い合わせ先 上記５に同じ。

7 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い説明を求めることができる。

ア 提出期限 令和８年７月２２日（水） 午後５時００分

イ 提出場所 上記５に同じ。

ウ 提出方法 書面（様式は自由）を持参、郵送等又は電子メールにより提出する。

- (2) 契約担当官等は、説明を求められたときは、令和８年７月２４日（金）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

8 入札説明書に対する質問

- (1) 入札説明書に対して質問がある場合には、次に従い提出すること。

ア 提出期間 令和８年６月２３日（火）から令和８年７月１７日（金）まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時３０分から午後５時００分まで。ただし、持参する場合は正午から午後１時までの間を除く。

イ 提出場所 上記５に同じ。

ウ 提出方法 書面（様式は自由）により持参、郵送等又は電子メールにより提出する。

- (2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧にも供する。

ア 期間 令和８年７月２１日（火）から令和８年７月２７日（月）まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時３０分から午後５時００分まで。

イ 場所 上記5に同じ。

9 入札方法等

(1) 入札書は、持参又は郵送等で提出する。

(2) 入札書の提出期間、提出場所等

ア 提出期間

令和8年7月27日（月）午後1時まで。

イ 提出場所

上記5に同じ。

ウ 提出方法

入札書及び工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を表記し、「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらを1つの封筒に入れて封かんし、封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、持参又は郵送等により提出する。また、一般競争参加資格確認通知書又はその写しを提示又は同封する。

また、郵送等により提出する場合は、提出期限までに到達するよう発送し、発送後速やかに担当部局に便着の電話連絡を実施し確認をする。

なお、入札書及び工事費内訳明細書が提出期限までに持参又は到達しない場合には、当該入札者は入札を辞退したものとみなす。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金免除。ただし、落札者が契約締結に応じない場合は、落札金額の100分の5以上の金額を違約金として徴収する。

(2) 契約保証金納付。ただし、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えるものとする。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の1（落札者が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回って、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を受けた場合は、請負代金額の10分の3）以上とする。この納付をもって落札者が契約を履行しない場合の違約金として取り扱うこととする。

11 工事費内訳明細書の提出

(1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳明細書の書面を提出しなければならない。

(2) 工事費内訳明細書の作成方法

ア 交付した数量書にある総括表の構成に対応した経費項目（直接工事費、共通仮設費、現場経費、一般管理費等）を記載することとする。また、直接工事費の明細書については、交付した数量書に対応する摘要（土木工事にあつては規格・寸法）、数量、単位、単価、金額等を記載したものとする。また、材料費及び労務費並びに法定福利費（建設工事に従事する労働者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）及び建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第2条第5号に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金（以下「法定福利費等」という。）

イ 交付する数量書記載の数量については、参考数量であることから変更してもよいものとする。

ウ 工事費内訳明細書には、必ず表紙を付けるものとし、表紙には商号又は名称、住所及び代表者氏名（紙入札方式による場合は、必ず押印する。）並びに発注者名及び工事名を記載し、表紙以外には商号又は名称、住所及び代表者氏名を記載しない。

(3) 工事費内訳明細書の提出方法等

ア 提出期間 上記9(2)アに同じ。

イ 提出方法 上記9(2)ウを参照。

ウ 提出場所 上記5に同じ。

(4) 提出された工事費内訳明細書は返却しないものとする。

(5) 工事費内訳明細書を提出しない者は、入札に参加することができない。

(6) 工事費内訳明細書の確認の結果、別表の各項に該当する場合は、入札心得書に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。

(7) 提出された工事費内訳明細書について説明を求める場合がある。

(8) 提出された工事費内訳明細書については、必要に応じ公正取引委員会へ提出する場合がある。

この場合、指名停止措置要領に基づき、指名停止措置を行うことがある。

(9) 工事費内訳明細書は参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

12 開札

(1) 開札の日時及び場所

ア 開札日時 令和8年7月28日（火）午前10時00分

イ 開札場所 陸上自衛隊出雲駐屯地 会計隊入札室

(2) 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、郵便等などの入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

(3) 開札に立ち会わない場合でも、その者から提出された入札書は有効なものとして

取り扱う。

- (4) (3)の場合において、再度の入札を行うこととなったときは、再度の入札への参加の意思の有無を電話により確認するものとする。
- (5) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から連絡する。
- (6) **情報保全に係る履行体制についての最終確認**

入札の結果、落札予定者となった者に対し、情報保全に係る履行体制についての確認のため、属紙第7から属紙第10までの資料を求めることがある。提出期間は、資料提出要請の日からおおむね3営業日程度とするので、事前に準備しておくこと。提出された資料では情報保全に係る履行体制について適切な体制を有すると確認できない者に対しては、追加資料を求めたりヒアリングを行うこともある。提出期限内に資料提供できない者、追加資料の提出やヒアリングを拒否した者及び当該追加資料等によっても情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できない者については、競争参加資格を取り消し、その者の入札を無効とすることがある。

13 入札の無効

- (1) 次に掲げる入札は無効とする。
 - ア 本公告において示した競争参加資格のない者のした入札
 - イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札
 - ウ 現場説明書及び入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札
 - エ 契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、落札決定の時ににおいて4に掲げる資格のない者のした入札
- (2) (1)の無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

14 落札者の決定方法

- (1) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (2) (1)の場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。
- (3) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る場合は、低入札価格調査を行うので、調査に協力しなければならない。この際、「低価格入札に係る特別重点調査について」による調査を行うことになるため承知されたい。

- (4) 低価格入札に係る特別重点調査
属紙第11のとおり。

15 配置予定主任技術者の確認

落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の主任技術者の違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、配置予定主任技術者の変更を認めない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置主任技術者を変更する場合は、4(7)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定主任技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

16 別に配置を求める技術者

専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、契約の相手方が陸上自衛隊出雲駐屯地第356会計隊出雲派遣隊で入札日から過去2年以内に完成した工事、あるいは入札時点で施工中の工事に関して、次のいずれかに該当する場合、監理技術者とは別に、4(7)に定める要件と同一の要件（4(7)イに掲げる工事経験を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

- (1) 契約担当官等から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された者。ただし、軽微な手直し等は除く。
- (2) 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は契約担当官等から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた者。
- (3) 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者。

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その指名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に契約担当官等に通知することとする。

- 17 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状況が継続している有資格者とは契約を行わない。

18 契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を陸上自衛隊「建設工事に係る標準契約書」の様式により遅滞なく作成し提出することとし、適用する特約条項として「談合等の不正防止に関する特約条項」及び「暴力団排除に関する特約条項」を付す。

19 支払条件

- (1) 前払金等

請負金額が300万円以上の場合、前払金保証証書の寄託を条件に、申請に基づき請負金額の10分の4以内の範囲内で前金払いに応ずる。

- (2) 低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10

分の2以内とする

20 火災保険付保の要否
要

21 再苦情申立て

契約担当官等からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は7(2)の回答を受けた日の翌日から起算して5日(行政機関の休日を除く。)以内に、書面により、契約担当官等に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

- (1) 提出期間：令和8年7月27日(月)から令和8年7月31日(金)まで(行政機関の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時00分までに行うこと。
- (2) 提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先は、上記5に同じ。

21 関連情報を入手するための照会窓口
上記5に同じ。

22 その他

- (1) 入札・契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、入札心得書及び契約書案を熟読し、入札心得書を遵守すること。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 落札者は6(1)の資料に記載した配置予定の技術者を、当該工事の現場に配置すること。
- (5) 最低価格の入札金額が契約等担当官等が定める調査基準額に該当する場合は、入札価格の内訳書等といった積算資料等を提出していただくよう依頼する可能性があります。
- (6) 積算資料等の提出に応じていただけない場合又は不十分な場合は、その旨説明を求める可能性があります。
- (7) 積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合は、「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして落札者としなない可能性があります。

1 未提出であると認められる場合	(1)	工事費内訳明細書が白紙である場合
	(2)	工事費内訳明細書に表紙が付いていない場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	数量、単価、金額等の記載が欠けている場合
3 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注案件名に誤りがある場合
	(2)	提出業者名に誤りがある場合
	(3)	工事費内訳明細書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
4 その他	(1)	他の入札参加者の工事費内訳明細書と類似し、合理性がなく、極めて不自然な場合

一般競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊出雲駐屯地

第356会計隊出雲派遣隊長 中村 亮 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

代表者電話番号

担 当 者 氏 名

担当者電話番号

令和8年6月23日付けで入札公告のありました「出雲（8）中荒木宿舎浴室等改修工事」に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札説明書6（3）アに定める同種の工事の施工実績を記載した書面
- 2 入札説明書6（3）イに定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
- 3 入札説明書6（3）エに定める契約書の写し
（契約書の写しの提出を求める場合のみ）
- 4 入札説明書6（3）ウに定める工程表を記載した書面
- 5 入札説明書6（3）オ暴力団排除に関する誓約書
- 6 入札説明書6（3）カに定める誓約書
- 7 入札説明書4（4）に定める資格

以 上

注） 返信用封筒は不要

同種の工事の施工実績

会社名 _____

工事名称等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	工 事 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期	年 月～ 年 月
	受 注 形 態	
工事概要	構 造 形 式	
	規 模 ・ 寸 法	
	使用器材・数量	
	施 工 条 件	
	そ の 他	
CORINS登録の有無		有（CORINS登録番号 _____） 無

- 注) 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
- 2 CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。
「有」に○を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。
「無」に○を付した場合は、契約書の写しを添付すること。
- 3 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。

同種の工事の施工実績

会社名 _____

工事名称等	工 事 名	記載要領
	発 注 機 関 名	
	工 事 場 所	(都道府県名、市町村名を記入する。)
	契 約 金 額	(百万円単位で記入する。)
	工 期	年 月～ 年 月
	受 注 形 態	単体／J V (出資比率)
工事概要	構 造 形 式	
	規 模 ・ 寸 法	
	使用器材・数量	
	施 工 条 件	(市街地・軟弱地質等)
	そ の 他	
C O R I N S 登 録 の 有 無		有 (C O R I N S 登 録 番 号) 無

- 注) 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
- 2 C O R I N S 登 録 の 有 無 について、いずれかに○を付す。
- 「有」に○を付した場合は、C O R I N S の 登 録 番 号 を 記 載 する こと。
- 「無」に○を付した場合は、契約書の写しを添付すること。
- 3 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。

配置予定の技術者

会社名 _____

項 目		主任技術者又は監理技術者
氏 名		
最 終 学 歴		
法令による資格・免許		
工事概要	工 事 名	
	発 注 者 名	
	工 事 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期	年 月 ～ 年 月
	従 事 役 職	
	工 事 内 容	
	CORINS登録の有無	有（CORINS登録番号 ） 無
申請時における他工事の従事状況等	工 事 名	
	発 注 者 名	
	工 期	年 月 ～ 年 月
	従 事 役 職	
	本工事と重複する場合の対応措置	
	CORINS登録の有無	有（CORINS登録番号 ） 無

注) 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。

2 CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。

「有」に○を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。

「無」に○を付した場合は、契約書の写しを添付すること。

3 記載する工事が、工事成績評定対象工事の場合は、当該工事に係る
施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。

配置予定の技術者

記載要領

会社名

項 目		主任技術者又は監理技術者
氏 名		
最 終 学 歴		(学校名、学科名及び卒業年次を記入する。)
法令による資格・免許		(施工管理技士、建築士等の名称及び取得年月日、監理技術者資格の取得年月日、登録番号及び登録会社並びに監理技術者講習の取得年月日及び終了証番号を記入する。)
工事概要	工 事 名	
	発 注 者 名	
	工 事 場 所	(都道府県名、市町村名を記入する。)
	契 約 金 額	(百万円単位で記入する。)
	工 期	年 月～ 年 月
	従 事 役 職	(現場代理人、主任(監理)技術者等の名称)
	工 事 内 容	
	CORINS登録の有無	有(CORINS登録番号) 無
申請時における他工事の従事状況等	工 事 名	
	発 注 者 名	
	工 期	年 月～ 年 月
	従 事 役 職	(現場代理人、主任(監理)技術者等の名称)
	本工事と重複する場合の対応措置	
	CORINS登録の有無	有(CORINS登録番号) 無

- 注) 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
- 2 CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。
「有」に○を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。
「無」に○を付した場合は、契約書の写しを添付すること。
- 3 記載する工事が、工事成績評定対象工事の場合は、当該工事に係る
工事成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。

工 程 表

工事名：出雲（8）中荒木宿舍浴室等改修工事

会社名：

項目	単位	数量	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月
			10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20

■工程管理に対する技術的所見

記載要領

工程表

工事名：出雲（８）中荒木宿舎浴室等改修工事

会社名：

[illegible]

今回の工事についての工程をご記入ください。
落札後に改めてご提出いただくものと若干ずれることがあっても構いません。
しかし、見積段階であっても当然実施するであろう予定を踏まえた上でご記入

■工程管理に対する建設者の所見

こちらに必ず技術的所見をご記入ください。
未記入だと書類不備で審査に落ちることになります。
どのように記入すれば良い、という見本はありませんが、個別の工事に応じて、工種別に明示することになっております。
「〇〇工事では、〇〇〇という問題に対し、〇〇〇という処置を講じて適正な工事を実施します。」
「〇〇工事については、期間的に短いので、落札後〇〇〇日までに部品の発注を終え、〇〇〇日から着工することで実施可能です。〇〇工事については、〇〇日から同時並行的に着

誓 約 書

分任契約担当官

陸上自衛隊出雲駐屯地

第 3 5 6 会計隊出雲派遣隊長 中村 亮 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代表者電話番号

担当者氏名

担当者電話番号

弊社は、過去 5 年間に防衛省発注の工事（業務）を完成（完了）・引渡ししておりますが、その際、契約条項に則り守秘義務に努めておりました。今回、本工事（業務）を受注する際には、過年度の契約と同様に、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すことを誓約いたします。

誓 約 書

分任契約担当官

陸上自衛隊出雲駐屯地

第 3 5 6 会計隊出雲派遣隊長 中村 亮 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代表者電話番号

担当者氏名

担当者電話番号

弊社は、本工事（業務）を受注する際には、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すことを誓約いたします。

業務従事者一覧

監理（主任・管理）技術者	氏名	
	所属	
	役職	
	学歴	
	職歴	
	業務経験	
	研修実績その他の経歴	
	専門的知識その他の知見	
	資格	
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	業績等	
現場代理人	氏名	
	所属	
	役職	
	学歴	
	職歴	
	業務経験	
	研修実績その他の経歴	
	専門的知識その他の知見	
	資格	
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	業績等	

担当技術者	氏名	
	所属	
	役職	
	学歴	
	職歴	
	業務経験	
	研修実績その他の経歴	
	専門的知識その他の知見	
	資格	
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	業績等	

- 注： 1 不明な行は削除すること。
 2 記載する内容が特になし項目は、「特になし」と記載すること。
 3 内容を証明する資料は不要。自己申告で良い。

記載要領

業務従事者一覧

監理（主任・管理）技術者	氏名	
	所属	
	役職	
	学歴	（中学校以降を記載）
	職歴	
	業務経験	（特に海外での業務経験、情報保全に関する業務経験があれば積極的に記載）
	研修実績その他の経歴	（特に海外での業務経験、情報保全に関する業務経験があれば積極的に記載）
	専門的知識その他の知見	（特に海外での業務経験、情報保全に関する業務経験があれば積極的に記載）
	資格	（特に海外での業務経験、情報保全に関する業務経験があれば積極的に記載）
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	業績等	（特に海外での業務経験、情報保全に関する業務経験があれば積極的に記載）
現場代理人	氏名	
	所属	
	役職	
	学歴	
	職歴	
	業務経験	
	研修実績その他の経歴	
	専門的知識その他の知見	
	資格	
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	業績等	

担当技術者	氏名	
	所属	
	役職	
	学歴	
	職歴	
	業務経験	
	研修実績その他の経歴	
	専門的知識その他の知見	
	資格	
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	業績等	

- 注： 1 不明な行は削除すること。
 2 記載する内容が特になし項目は、「特になし」と記載すること。
 3 内容を証明する資料は不要。自己申告で良い。

取扱い制限情報に関する社内規則

項目	内容
取扱い制限情報に関する社内規則	☐ 社内規則がある
	☐ 社内規則に類する資料がある
	☐ 社内規則及びそれに類する資料がない

- 注：1 いずれかの「☐」に「☒」を付す。
 2 社内規則若しくはそれに類する資料がある場合は、その写しを提出する。
 3 社内規則及びそれに類する資料がない場合は、別に定める申出書を提出する。

令和 年 月 日

申 出 書

分任契約担当官

陸上自衛隊出雲駐屯地

第356会計隊出雲派遣隊長 中村 亮 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代表者電話番号

担当者氏名

担当者電話番号

弊社は、顧客との契約に基づき取扱いを制限された情報については、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、当該契約に基づきその取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、また、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないことを申し出ます。

代表者（氏名）

役 員（氏名）

※履歴事項全部証明書に記載のある役員全ての記名を行うこと。

※履歴事項全部証明書の写しを提出すること。

※上に記載した代表者及び役員から、この申出内容に関する真正性を確保できる資料を提出すること。

指導・監督・業務支援・助言・監査等を行う者一覧

親会社	会社名	
	代表者名	
	本社所在地	
地域統括会社	会社名	
	代表者名	
	本社所在地	
ブランド・ライセンサー	会社名	
	代表者名	
	本社所在地	
フランチャイザー	会社名	
	代表者名	
	本社所在地	
コンサルタント	会社名	
	代表者名	
	本社所在地	
☐ 親会社等が存在しない		

- 注：1 不用な行は削除すること。
- 2 親会社にさらに親会社が存在する場合は、全ての親会社について記載すること。
- 3 内容を証明する資料を提出すること。HP等出来合いの資料で可。

取扱い制限情報が親会社等への報告等対象でないことがわかる資料

項目	内容
取扱い制限情報に関する資料	☐ 報告、共有又はその他情報提供の対象とならないことが明記された資料がある
	☐ 上記に類する資料がある
	☐ 資料がない

- 注：1 いずれかの「☐」に「☒」を付す。
2 資料がある場合は、その写しを提出する。
3 資料がない場合は、別に定める申出書を提出する。

令和 年 月 日

申 出 書

分任契約担当官

陸上自衛隊出雲駐屯地

第356会計隊出雲派遣隊長 中村 亮 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代表者電話番号

担当者氏名

担当者電話番号

弊社は、顧客との契約に基づき取扱いを制限された情報については、親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタント等の指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者であっても、当該契約に基づき、報告、共有又はその他情報提供の対象とならないことを申し出ます。

親会社（商号又は名称・代表者氏名）

地域統括会社（商号又は名称・代表者氏名）

ブランド・ライセンサー（商号又は名称・代表者氏名）

フランチャイザー（商号又は名称・代表者氏名）

コンサルタント（商号又は名称・代表者氏名）

※属紙第9の一覧表に示した者全ての名称等を記載すること

※上に記載した親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー及びコンサルタントから、この申出内容に関する真正性を確保できる資料を提出すること。

- 1 本工事は、特別重点調査対象の基準に該当する価格で入札を行った者がいる場合に、以下のとおり行うものとする。

- (1) 特別重点調査の実施に係る連絡等

ア 契約担当官等は、特別重点調査対象の基準に該当する価格で入札を行った者がいる場合は、当該者に対して特別重点調査を行う旨を連絡するとともに、原則として、当該連絡を行った日の翌日から起算して7日以内に、特別重点調査の実施に必要な下記3に掲げる資料及び添付書類（以下「資料等」という。）の提出を求めるものとする。

また、契約担当官等は、当該者が発注者の単価に比して相当程度低い単価を採用していると認めるときは、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるかどうかを判断するため、必要に応じ、当該者に対して、その他の説明資料の提出を求めることができるものとする。

なお、当該者は、契約担当官等が求める資料等のほか、契約内容に適合した履行が可能であることを立証するために必要と認める任意の書類をあわせて提出することができるものとする。

イ 施工体制確認型総合評価方式の対象工事において、その工事の入札申込みに係る資料の提出を行った者は、提出した資料と異なる内容を特別重点調査のため提出する資料等に記載してはならないものとする。

ウ 契約担当官等は、資料等の受領後、速やかに、入札者の責任者（支店長、営業所長等をいう。）から事情聴取を行い、入札者により内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認する。

エ 資料等については、提出期限後の差し替え及び再提出を認めないものとする。

ただし、資料等及び事情聴取の内容により、契約担当官等が必要と認め、入札者に対し、記載要領に従った記載を行うべきこと、必要な添付書類を提出すべきことなどの教示を行ったときは、この限りでない。

なお、教示を踏まえた資料等の再提出等は、原則として1回に限るものとし、その提出期限については、作成に必要な時間を確保した上で適切に設定すること。

- (2) 虚偽説明等への対応

入札者が虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合、又は重点的な監督の結果、内容と入札時の特別重点調査の内容が著しく乖離した場合（合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。）は、契約担当官等は、次に掲げる措置を講じるものとする。

ア 当該工事の成績評定において厳格に反映する。

イ 過去5年以内にアの措置を受けたことがあるなど悪質性が高い者に対しては、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第1

50号。28. 3. 31) 別表第2第15項により指名停止を行う。

(3) 公正取引委員会への通報

特別重点調査の結果、誓約書（様式15）を提出し、施工に必要な費用の額を下回る価格で受注しようとする者（落札者以外を含む。）については、原価割れ受注のおそれがあると認められる場合として、公正取引委員会に対し、関係情報の通報を行う。

(4) 関係資料の公表

ア 契約担当官等は、誓約書（様式15）を提出し、施工に要する費用の額を下回る金額で受注した者がいるときは、その者に関する情報を、企業ごと一覧することができるよう、ホームページにおいて公表するものとする。

イ アに定めるもののほか、特別重点調査の結果は、別に定めるところにより、ホームページにおいて公表するものとする。

(5) 契約後の取扱い（監督体制の強化）

契約担当官等は、特別重点調査を経て契約を行った工事については、本調査で提出させた資料等及び調査記録を監督職員に引継ぐとともに、以下の措置を講じるものとする。

ア 施工体制台帳の内容のヒアリングを必ず行うこととし、施工体制台帳の記載内容が特別重点調査時と内容が異なる場合は、その理由等について確認する。

イ 施工計画書の内容のヒアリングを必ず行うこととし、施工計画書の記載内容が特別重点調査時の内容と異なる場合は、その理由等について確認する。

2 その他

入札者が提出期限までに記載要領に従った資料等の提出を行わない場合、前項第1号ウの事情聴取に応じない場合など特別重点調査に協力しない場合は、入札心得書第9条第2項に違反するものであり、入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効とする。

3 提出を求める資料等と確認内容

特別重点調査の調査の実施に当たり、次の各号に掲げる資料等の提出をするものとする。

なお、必要な様式については、防衛省のホームページを参照するものとする。

(1) 当該価格で入札した理由（様式1）

直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の各費目別に、労務費、手持ち工事の状況、契約対象工事現場と当該入札者の事務所・倉庫等との関係、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況、下請予定業者の協力等の面から、入札した価格で施工可能である具体的理由。

(2) 積算内訳書（様式2-1、様式2-2、様式2-3、様式3）

ア 数量総括表に対応する積算内訳書となっていること（指定の数量によって積算されていること。）。

- イ 設計図書での要求事項を理解して見積もりを行っていること。
- ウ 指定の工法によって施工することとしていること（工法の指定のない場合は、入札者の工法に安全性等の点で問題がないこと。）。
- エ 発注者が支払う請負代金から支弁することを予定している費用か否かにかかわらず、施工に当たって必要となるすべての費用を計上していること。
- オ 積算に下請予定業者や納入予定業者等の見積書の内容が反映され、計数的な根拠のある合理的かつ現実的な積算内訳書となっていること（原則、取引等の実績を求めること。）。
- カ 現場管理費に、租税公課、保険料、従業員給与手当、法定福利費（社会保険料や労働保険に要する費用をさす。）、外注経費などを適切に計上していること。
- このうち、様式5に記載する技術者及び様式14-4に記載する自社社員の交通誘導員に係る従業員給与手当及び法定福利費については、その他の費用と区別して計上していること。
- また、その従業員給与手当の金額が最低賃金法（昭和34年法律第137号）に定める最低賃金額（以下「最低賃金額」という。）以上であり、かつ、これらの者が過去3月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいているなど、合理的かつ現実的な見積もりであるとともに、法定福利費の金額が法定額以上となっていること。
- キ 一般管理費等に、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費などを適切に計上していること。
- ク 自社労務者に係る費用は直接工事費に、また、自社の現場管理職員（技術者等）及び自社の交通誘導員に係る費用は現場管理費にそれぞれ計上されており、一般管理費等には計上していないこと。
- ケ 契約対象工事の施工に要する費用の額を下回る額で入札した場合において、その下回る額を不足額として当該工事の一般管理費等に計上していること。
- (3) 下請予定業者等一覧表（様式4）
- ア 下請予定業者、資材購入予定先及び機械リース会社が具体的に予定されていること。
- また、自社保有の社員、資機材等を活用する場合についても、具体的に予定されていること。
- イ 下請予定業者が押印した見積書の金額が積算内訳書に正しく反映されていること。
- また、下請予定業者の見積書に係る各経費内訳（機械経費、労務費、材料費及びその他費用）ごとの金額が、過去1年以内に下請業者として施工した実績のある同様の工事における金額以上であることなど合理的かつ現実的なものであること。
- (4) 配置予定技術者名簿（様式5）
- 配置予定の主任技術者又は管理技術者（同一の要件を満たす技術者を含む。）

及び現場代理人について、次の点を確認すること。

ア 他の手持ち工事の状況との関係も考慮した上で契約対象工事に実際に配置できること。

イ 自社社員であり、かつ、契約対象工事の入札公告後に入社した者でないこと。

ウ それぞれに必要な資格を有すること。

(5) 手持ち工事状況（様式6－1、様式6－2）

ア 記載された手持ち工事が実在するものであること。

イ 当該工事の資材保管場所が近距離にあること、当該工事と同種又は同類の工事と資機材を共通調達できること等により縮減できるものとする契約対象工事の工事費の各費目別の金額が、過去の実績に基づく額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(6) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（様式7）

ア 記載された事務所、倉庫等を所有し、又は賃借していること。

イ 当該事務所、倉庫、資材保管場所等が近距離に存在することにより縮減できるものとする営繕費、資機材の運搬費、通信交通費、事務用品費など契約対象工事の経費が、計数的に合理的な見積もりとなっていること。

(7) 手持ち資材の状況（様式8－1）

ア 記載された手持ち資材を保有していること、当該資材が工事の品質確保に必要な基準水準を満たすこと及び当該資材を契約対象工事で使用する予定であること。

イ 調達時の単価等の原価が適切に見積もられていること（手持ち資材の活用による資材費の低減が可能であること。）。また、繰り返しの使用を予定する備品等については、摩耗や償却を適切に見込んだ原価となっていること。

(8) 資材購入予定先一覧（様式8－2）

ア 他社から購入を予定している場合

(ア) 購入予定業者から納入を受ける予定の資材が工事の品質確保に必要な規格水準を満たすこと及びその単価が当該業者によって過去1年以内に販売された実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること（他社からの購入による資材費の低減が可能であること。）。)

(イ) 購入予定業者と入札者の関係が記載のとおり存在すること。

イ 自社製品の活用を予定している場合

(ア) 自社において記載された資材を製造していること、当該資材が工事の品質確保に必要な規格水準を満たすこと及び当該資材を契約対象工事で使用する予定であること。

(イ) 記載された単価が、自社の製造部門が過去1年以内に第三者と取引した販売実績額又は製造原価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること（自社製品の活用による資材費の低減が可能であること。）。)

(9) 手持ち機械の状況（様式9－1）

- ア 記載された手持ち機械を保有していること及び当該機械を契約対象工事で使用する予定であること。
- イ 契約対象工事で使用可能な管理状態にあること。
- ウ 手持ち機械の使用に伴う原価が減価償却や固定資産税等を含み、適切に見積もられていること（手持ち機械や減価償却終了の機械の活用による機械経費の低減が可能であること。）。

(10) 機械リース元一覧（様式 9－2）

ア 他社からリースを予定している場合

- (ア) 機械リース予定会社からリースを受ける予定単価が、当該業者が過去 1 年以内にリースした実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること（機械リース予定会社からのリースによる機械経費の低減が可能であること。）。
- (イ) 機械リース予定会社と入札者の関係が記載のとおり存在すること。

イ 自社の機械リース部門からリースを予定している場合

- (ア) 自社の機械リース部門において記載された機械を保有していること及び当該機械が契約対象工事にリース可能であること。
- (イ) 記載された単価が自社の機械リース部門が過去 1 年以内に第三者にリースした実績額又は原価以上の単価であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(11) 労務者の確保計画（様式 10－1）

ア 自社労務者を充てる場合

- (ア) 記載された者が自社社員であること。
- (イ) 資格の保有が必要な職種に充てようとする者については、その者が必要な資格を有していること。
- (ウ) 労務単価が最低賃金法に定める最低賃金額（以下「最低賃金額」という。）以上であり、かつ、過去 3 か月以内に支払った実績のある賃金の額以上の金額を計上しているなど合理的かつ現実的な見積もりであること（自社社員の活用による労務費の低減が可能であること。）。

イ 下請予定業者による労務者の確保を予定する場合

- (ア) 下請予定業者と入札者の関係が記載のとおり存在すること。
- (イ) 労務単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であり、かつ、下請予定業者が過去 1 年以内に施工した実績のある同様の工事における労務単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(12) 工種別労務者配置計画（様式 10－2）

労務者の確保計画と整合がとれており、適切な施工が可能な工種別の労務者配置計画となっていること。

(13) 建設副産物の搬出地（様式 11）

- ア 記載された搬出計画が関係法令を遵守したものであり、かつ、仕様書等で要求している要件に適合していること。

イ 記載された受け入れ価格が、建設副産物の受入れ予定会社が過去１年以内に建設副産物を受け入れた実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(14) 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書（様式１２）

ア 建設副産物及び資材等の運搬計画が関係法令を遵守したものであり、かつ、発注仕様書等で要求している要件に適合していること。

イ 記載された運搬予定者への支払予定額が、運搬予定者が過去１年以内に取り扱った実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(15) 品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式１３－１）

ア 「諸費用」の「見込額」に記載した金額を入札者（元請）が負担する場合において「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ 「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載した金額が、最低賃金額以上であり、かつ、それを入札者（元請）が負担する場合にあっては、「氏名」の欄に記載した者が過去３月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいたものであり、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去１年以内に「実施事項」欄の内容と同様の品質管理体制を確保した実績のある技術者単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

エ 入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(16) 品質確保体制（品質管理計画書）（様式１３－２）

ア 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」が記載された金額が計上されていること。

イ 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ 入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(17) 品質確保体制（出来形管理計画）（様式１３－３）

ア 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ 入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(18) 安全衛生管理体制（安全教育等）（様式１４－１）

ア 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において「計上した工種等」、に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ 入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(19) 安全衛生管理体制（点検計画）（様式１４－２）

ア 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ 「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載した金額が、最低賃金法に定める最低賃金額以上であり、かつ、それを入札者（元請）が負担する場合にあつては、「点検実施者」の欄に記載した者が過去３月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいたものであり、下請予定業者が負担する場合にあつては、下請予定業者が過去１年以内に「点検対象」、「対象区間」及び「時期・頻度」の各欄に記載の内容と同様の安全衛生管理体制を確保した際の実績のある技術者単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

エ 入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(20) 安全衛生管理体制（仮設設置計画）（様式１４－３）

ア 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ 入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(21) 安全衛生管理体制（交通誘導員設置計画）（様式１４－４）

ア 自社社員を交通誘導員に充てる場合

(ア) 単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であること。

(イ) 単価の見積りが交通誘導員への支払給与の直近３ヶ月の実績額以上でされていることなど合理的かつ現実的なものであること。

イ 派遣会社から交通誘導員の供給を受けることを予定する場合

(ア) 単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であること。

(イ) 単価の当該交通誘導員の派遣会社が過去１年以内に交通誘導員を派遣した

実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ 交通規制方法に応じて必要な人数の交通誘導員を配置する計画となっていること。

エ 入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(22) 誓約書（様式 15）

ア 入札者の申込みに係る価格が入札者の積算における工事の施工に要する費用の額を下回る場合に、その下回る額を自社の本社経費等から契約対象工事の一般管理費等に確実に計上することによって、入札者が落札契約後に下請予定業者や資機材納入業者等の見積金額を故なく減額するなど下請予定業者等にしわ寄せをし、手抜き工事を誘発することのないよう、その旨を代表取締役が誓約した書面を提出していること。

イ 入札者の申込みに係る価格が入札者の積算における工事の施工に要する費用の額を下回る場合に、その下回る額を自社で負担するための財源の確保方法が具体的に確認できること。特に、当該下回る額（当該年度において、契約対象工事以外の防衛省発注の建設工事に関し、低入札価格調査を経て、入札者の積算における施工に要する費用の額を下回る価格で受注した経歴を有する者にあつては、その下回る価格の合計額と契約対象工事に係る下回る額との合計）が前年度の営業利益金額を上回るときは、より確実な財源の確保方法が具体的に確認できること。

(23) 施工体制台帳（様式 16）

施工体制が適切であること。

(24) 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（様式 17）

過去 5 年間の施工工事で低入札価格調査の対象となったもの

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて支担当等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、誓約いたします。

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名
代表者電話番号
担当者氏名
担当者電話番号

数量公開の説明書

1 提供方法

数量書の提供は、全ての者に対し、図面等の交付と同時に行うものとする。

2 数量書に対する質問等

数量書に対する質問の提出は、原則として、入札心得書に記載された「入札説明書に対する質問」又は「図面、仕様書、現場説明書等に対する質問」の取扱いに準じて行うものとする。

質問書は、入札説明書等に対する質問書とは区別して提出するものとする。

なお、数量の差異等に係わる質問は、根拠資料も併せて提出するものとする。

質問に対する回答については、入札説明書等に対する質問の回答書とは、別に回答する。

3 数量書の数量及び構成

(1) 数量の算出は、次の基準により算出している。

ア 建築工事

「公共建築数量積算基準（平成２９年度版）国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

イ 土木工事

「土木工事数量調書作成の手引き（平成３０年度版）整備計画局施設技術管理官制定」

ウ 電気設備工事・機械設備工事

「公共建築設備数量積算基準（平成２９年度版）国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

「防衛施設設備積算要領（令和２年度版）整備計画局施設技術管理官制定」

エ 通信工事

「防衛施設設備積算要領（令和２年度版）整備計画局施設技術管理官制定」

「通信工事積算要領（令和２年度版）整備計画局施設技術管理官制定」

(2) 数量書の様式は、次の書式を参考としている。

ア 建築工事

「公共建築工事内訳書標準書式（平成３０年度版）国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

イ 電気設備工事・機械設備工事・通信工事

「公共建築設備工事内訳書標準書式（平成３０年度版）国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

以 上

標準競争参加資格確認申請書作成要領

出雲（８）中荒木宿舍浴室等改修工事に係る一般競争入札に参加を希望する者は、この作成要領に基づき「一般競争参加資格確認申請書」「同種の工事の施工実績」「配置予定の技術者」を作成の上、各１部提出して下さい。また、「同種の施工実績」が工事成績評定対象工事以外の者については、「工程管理に対する技術的所見」を作成の上、１部提出して下さい。

なお、これらの資料は、競争参加資格を確認するための基礎資料として提出していただくものです。

記

１ 一般競争参加資格確認申請書

住所、商号又は名称及び代表者名等を記載するとともに、代表者印等を必ず押印の上申請して下さい。

２ 同種の工事の施工実績

貴社が元請（共同企業体による施工は、出資比率が20%以上とする。）として施工実績のある同種の工事について記載して下さい。

- (1) 同種の工事とは次の事項を全て満足するものをいいます。

本案件同種関連工事（基準）

- (2) 記載する工事は、平成22年度以降に完成した工事の中から、代表的なものを１件記載して下さい。

なお、同種工事との判断が難しい場合は３件程度まで記載されても可とします。

- (3) 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、防衛施設庁において実施する建設工事の請負業者の施工成績評定要領について（施本建第220号（CCP）。13.12.19）に基づく施工成績評定通知書（以下「施工成績評定通知書」という。）並びに工事成績評定要領について（施本建第134号（CCP）。19.7.30）、工事成績評定要領について（経施第4404号。21.3.31）、工事成績評定要領について（防整技第15542号。27.10.1）又は工事成績評定要領について（防整技第7160号。28.3.31）に基づく工事成績評定通知書「（以下「評定通知書」という。）の写しを添付して下さい。

なお、紛失等により評定通知書の写しを添付することができない場合は、書面（様式自由）により評定通知書の写しの交付を申し出て下さい。

- (4) 「工事場所」は、都道府県名、市町村名を記載して下さい。

- (5) 「契約金額」は、百万円単位で記載して下さい。

- (6) 「工期」は、契約書に基づき記載して下さい。
- (7) 「受注形態等」は、単体若しくは共同企業体の別を記載し、共同企業体の場合は、当該企業体の名称と出資比率を記載して下さい。
- (8) 「工事概要」は、構造形式、規模・寸法、使用機材・数量、施工条件についてそれぞれ簡潔に記載して下さい。
- (9) 「CORINS登録の有無」は、当該工事が、CORINSに登録されている場合は「有」に○を付し、登録番号を記載して下さい。

3 配置予定の技術者

貴社が本工事を請け負うこととした場合、実際に配置可能な主任技術者又は監理技術者を記載して下さい。

- (1) 予定者として複数の候補技術者を記載しても結構です。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とすることは差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行って下さい。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.3.31）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を行うことがあります。

入札後、落札者決定までの期間（予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。）第86条の調査期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置できなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行って下さい。この場合において、事実が認められた場合には、当該入札を無効とします。

落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがあります。

- (2) 「最終学歴」は、学校名、学科名及び卒業年次等を記載して下さい。
- (3) 「法令による資格・免許」は、本工事の主任技術者又は監理技術者として配置を予定されている者が取得している資格等（一級建築士等）を適宜記載して下さい。

なお、その他の資格として取得したものがあれば、適宜記載して下さい。

- (4) 「工事概要」は、当該技術者が従事した同種の工事のうち、平成15年度以降に完成した工事の中から、代表的なものを記載して下さい。
- (5) 記載する工事が工事成績評定対象工事の場合は、評定通知書の写しを添付して下さい。

なお、紛失等により評定通知書の写しを添付することができない場合は、書面（様式自由）により評定通知書の写しの交付を申し出て下さい。

- (6) 「工事場所」は、都道府県名、市町村名を記載して下さい。
- (7) 「契約金額」は、百万円単位で記載して下さい。
- (8) 「工期」は、契約書に基づき記載して下さい。
- (9) 「従事役職」は、当該工事に技術者として従事した役職名を記載して下さい。
- (10) 「工事内容」は、当該工事の構造形式、規模等を簡潔に記載して下さい。
- (11) 「CORINS登録の有無」は、当該工事が、CORINSに登録されている場合は「有」に○を付し、登録番号を記載して下さい。
- (12) 「申請時における他工事の従事状況等」は、従事している全ての工事について、本工事を落札した場合の技術者の配置予定等を記載して下さい。
- (13) 「本工事と重複する場合の対応措置」は、申請時において他工事に従事している場合は、対応措置を記載して下さい。

4 工程管理に対する技術的所見

- (1) 本工事の図面及び仕様書等に基づき可能な範囲で、工事施工に関する工程表を作成して下さい。
- (2) 工程表に記載する内容は、主要となる項目と数量及びその概略工程とします。
- (3) 作成した工程表を基に、工程管理に対する技術的所見を記載して下さい。

5 提出場所、提出方法及び提出期間

- (1) 提出場所
〒693-0052 島根県出雲市松寄下町1142-1
陸上自衛隊出雲駐屯地第356会計隊出雲派遣隊
- (2) 提出方法
持参、郵送又は電子メールによる。
- (3) 提出期間
令和8年6月23日から令和8年7月15日午前8時30分から午後5時00分まで。
ただし、正午から午後1時までの間は受付を行っていませんので注意して下さい。

6 競争参加資格の確認

競争参加資格の確認は、提出期限の日をもって行い、その結果は令和8年7月17日（金）までに書面により通知します。（FAX又はメール）

7 競争参加資格がないと認められた方に対する理由の説明について

- (1) 競争参加資格がないと認められその旨通知された方は、その理由について説明を求めることができます。
- (2) (1)の説明を求める場合には、令和8年7月22日（水）午後5時00分までに

持参、郵送又は電子メールにより提出して下さい。ただし、正午から午後 1 時までの間は受付を行っていませんので注意して下さい。

書面の提出先

陸上自衛隊出雲駐屯地 第356会計隊出雲派遣隊（担当：中村）

TEL 0853-21-1045（内線345）

メール ma357fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

- (3) 説明を求められたときは、令和8年7月24日（金）までに、説明を求めた者に対して、回答書面を送付します。

8 その他

- (1) 資料の作成等に係る費用は、申請者の負担とします。
- (2) 提出された資料は、当局において目的以外に使用することはありません。
- (3) 提出された資料は、返却いたしません。
- (4) 提出期限日以降の資料の差替え及び再提出は認めません。
- (5) 資料提出に関する問い合わせ先

〒693-0052 島根県出雲市松寄下町1142-1

陸上自衛隊出雲駐屯地第356会計隊出雲派遣隊（担当者：中村）

TEL 0853-21-1045（内線345）

令和 年 月 日

委 任 状

受任者

営業所名

役 職

氏 名

電話番号

私は上記の者を代理人と定め、下記工事（業務）について、次の権限を委任します。

記

工事名（業務の名称）：出雲（８）中荒木宿舎浴室等改修工事

委任事項

- 1 入札及び見積について
- 2 契約締結について
- 3 契約履行について
- 4 代金の請求及び受領について
- 5 その他上記工事（業務）に関する一切の件

委任者

住 所

商号又は名称

役 職

代表者氏名

代表者電話番号

担当者氏名

担当者電話番号

分任契約担当官

陸上自衛隊出雲駐屯地

第３５６会計隊出雲派遣隊長 殿

分任資金前渡官吏

陸上自衛隊米子駐屯地

第３５６会計隊長 殿

入 札 書

分任契約担当官

陸上自衛隊出雲駐屯地

第356会計隊出雲派遣隊長 中村 亮 殿

入札金額 ￥

(税別)

件 名： 出雲（8）中荒木宿舎浴室等改修工事

工 期： 自 契約締結日 至 令和8年12月31日

工事場所： 陸上自衛隊出雲駐屯地（中荒木宿舎1号棟）

「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。

令和8年7月28日

住所

商号又は名称

代表者氏名

代表者電話番号

代理人氏名

代理人電話番号

担当者氏名

担当者電話番号

当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

入 札 辞 退 届

工事名（業務の名称）

出雲（８）中荒木宿舎浴室等改修工事

上記工事について、都合により入札を辞退します。

（辞退理由）

・

令和 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊出雲駐屯地

第３５６会計隊出雲派遣隊長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代表者電話番号

代理人氏名

代理人電話番号

担当者氏名

担当者電話番号

受 領 書

商号又は名称：

持 参 者 氏 名：

次の入札案件の入札書・工事費内訳明細書等を受領しました。

受領日時： 令 和 年 月 日 () 時 分

工事件名：出雲（８）中荒木宿舎浴室等改修工事

開札日時： 令和 ８年 7 月 2 8 日（火） 1 0 時 0 0 分

開札場所： 第 3 5 6 会 計 隊 出 雲 派 遣 隊 入 札 室

(受領者)

第 3 5 6 会 計 隊 出 雲 派 遣 隊

(管理者)

第 3 5 6 会 計 隊 出 雲 派 遣 隊
派遣隊長

注：１ 正本を２部作成し、持参者と発注者双方が１部ずつ保管する。

注：２ 本報告書を適宜訂正して使用すること。

記入例

受領書

商号又は名称：株式会社 ○○○

持参者氏名：△△ △△

受任者（代理人）

次の入札案件の入札書・工事費内訳明細書等を受領しました。

受領日時：令和 年 月 日（ ） 時 分

工事件名：

開札日時：令和 年 月 日（ ） 時 分

開札場所：第356会計隊出雲派遣隊入札室



（受領者）

第356会計隊出雲派遣隊



（管理者）

第356会計隊出雲派遣隊
派遣隊長

※の箇所は、官側にて記入

注：1 正本を2部作成し、持参者と発注者双方が1部ずつ保管する。

注：2 本報告書を適宜訂正して使用すること。

市価調査書

金額 ￥

- 1 履行期限：令和8年12月31日
2 履行場所：陸上自衛隊出雲駐屯地（中荒木宿舎1号棟）
3 消費税相当額：含まない

※1 上記金額には、消費税額（消費税相当額を含む）を含んでおりません。

※2 本書は一般的な市場動向等を調査すること目的としたものであり、実際の
応札価格とは同一のものではありません。

件名	規格	単位	数量	金額	備考
出雲（8）中荒木宿舎浴室等改修工事	仕様書のとおり	式	1		
内訳は任意の書式で結構ですので可能な限り詳細（入札説明書第11項第2号：工事費内訳明細書の作成方法を参照）に記載し、本調査書とともに提出願います。（記載項目は数量算出表を参考にしてください） 提出期限：令和8年7月22日17時					

上記の通り提出します。

令和 年 月 日

分任契約担当官
陸上自衛隊出雲駐屯地
第356会計隊出雲派遣隊長 中村 亮 殿

住所
会社名
代表者氏名
電話番号
担当者氏名
電話番号

出雲 (8) 中荒木宿舎浴室等改修工事

出雲駐屯地業務隊

					厚生科長	厚生班長	
							
業務隊長							
	管理科長	営繕班長	給排水係長	電気係長	電気係	工事企画	
							
名 称	出雲（8）中荒木宿舎浴室等改修工事						
図 面 名	表紙						
出雲駐屯地業務隊管理科営繕班				作成年月日	令和8年6月18日		

- 1 工事名称 出雲（8）中荒木宿舎浴室等改修工事
- 2 工事場所 陸上自衛隊出雲駐屯地中荒木宿舎1号棟
島根県出雲市大字中荒木字浜根612-1
- 3 契約期間 契約締結日 ～ 令和8年12月31日まで
- 4 工事期間
施工日については、監督官と調整の上施工するものとする。

- 5 施工内容
- (1) 建築改修工事 一式
- (2) 電気設備改修工事 一式
- (3) 機械設備改修工事 一式
- (4) その他付帯設備工事 一式

- 6 適用仕様書
- 本工事は、仕様書及び図面によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築改修工事標準仕様書(建築)」及びメーカー仕様によるものとする。

- 7 一般事項
- (1) 本工事は、仕様書及び図面によるほかメーカーの仕様に基づき施工を丁寧及び確実に実施するものとする。
- (2) 受注者は、工事日を監督官と調整のうえ、了解を得たのち工事を実施するものとする。
- (3) 受注者は、工事の主要な段階及び監督官の指示する場所において写真撮影を実施するものとする。項目は、工事前・工事中・隠蔽部分・完成・使用材料及び監督官の指示箇所とするものとする。また写真は、工事完了後速やかに整理し提出するものとする。
- (4) 本工事は受注者の責任とし、工事に際し、破損及び損傷した部分については監督官へ報告のうえ、指示に従い速やかに復旧するものとする。
- (5) 本工事に際し、仕様書・図面に表記なき事項であっても、当然必要と考えられる事項については監督官と協議のうえ指示に従い実施するものとする。
- (6) 本工事实施に際し、受注者は工事現場の条件を工事関係者に十分把握させると共に、作業員に対して安全教育を実施し、安全な工事方法の確認及び安全点検を確実に実施するものとする。
- (7) 喫煙は所定の位置で行い、工事中及び歩行しながらの喫煙を禁止するものとする。また、工事場所以外の立ち入りを禁止するものとする。工事の都合によりやむを得ず立ち入る場合は監督官と協議し、部隊側立ち会いのもとで立ち入るものとする。
- (8) 施設からの電気・給水は原則として使用させないものとする。ただし、監督官と協議し、使用する場合はメーター等を設置し、部隊側算定に基づき有償とするものとする。
- (9) 本工事に際し、関係官公署等への届出等が必要である場合については、受注者の責任において、迅速に処理するものとする。
- (10) その他不明な事項、提出書類等はその都度監督官と協議し、指示に従うものとする。

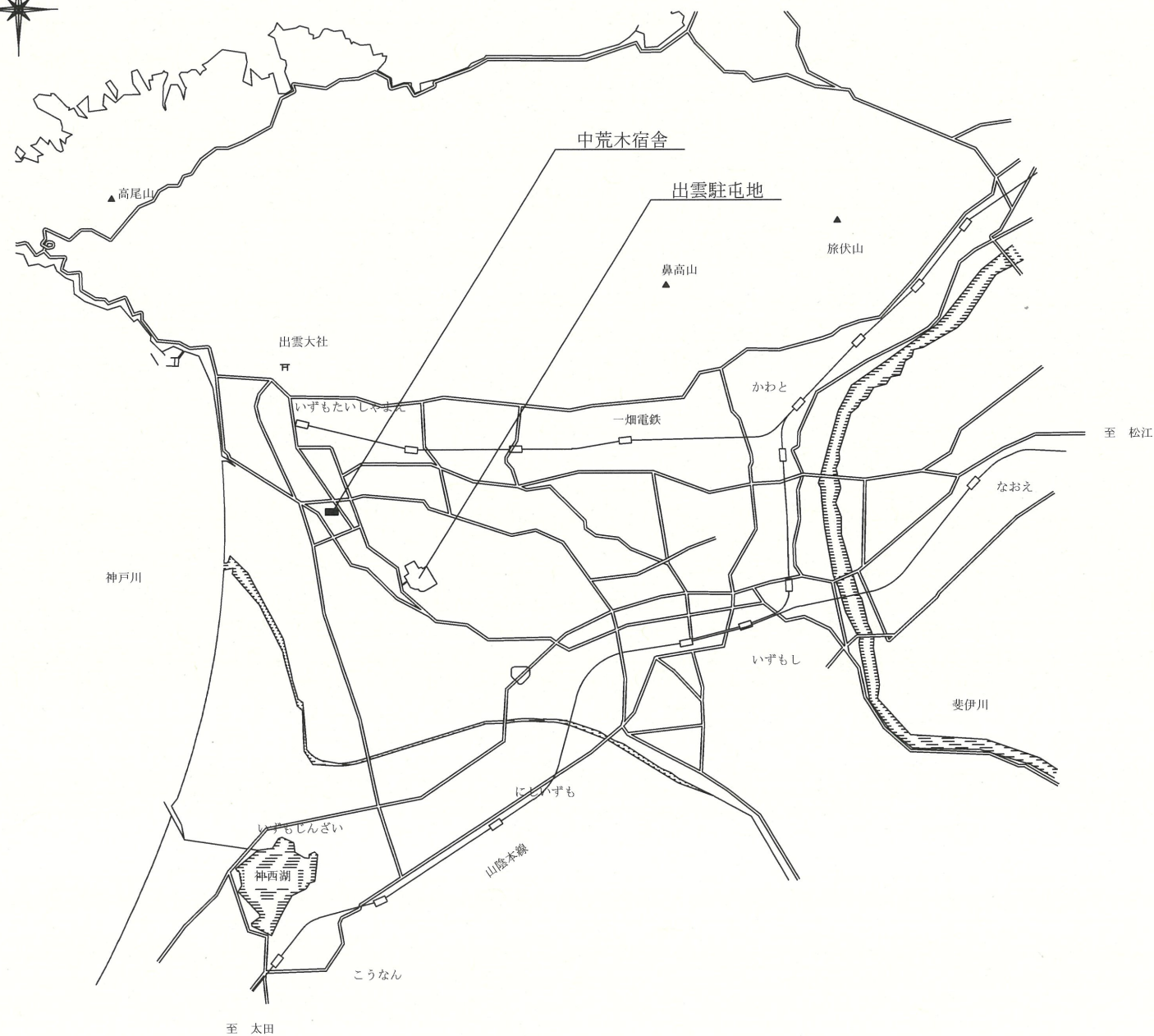
- 8 特記事項
- (1) 本工事に使用する材料は、図面及びメーカー仕様のとおりとするものとする。
- (2) 着工に先立ち、事前に現地を確認し、現場の納まりや取り合わせ等により、材料の寸法や取付位置または取付工法を変更する場合は、監督官の指示を受けて行うものとする。
- (3) 本工事に使用する材料はすべて新品とし、規格・品質等が示されていないものについては、承認願等を提出し、監督官の承認を得てから使用するものとする。また、特記事項にないものは、J I S規格及び各種協会規格に合致したものを使用するものとする。

- (4) 工事時間は、午前8時30分から午後5時までとするものとする。なお、事前に監督官と調整し了承を得た場合はこの限りではないものとする。
- (5) 建築改修工事
- ア 壁面に使用するバスパネルについては、FUKUBI AP2 同等品以上を使用するものとし、施工方法については、メーカー仕様により施工するものとする。
- イ 浴室床面に使用するシートについては、FUKUBI AKP009 同等品以上を使用するものとし、施工方法については、メーカー仕様により施工するものとする。なお、壁面との取り合い箇所については、コーキング等により防水処置を施すものとする。
- ウ 浴槽カランバックの取り合い箇所については、コーキング等により防水処置を施すものとする。
- (6) 電気設備改修工事
- ア 電気配線等壁面貫通については、木部箇所とし浴室への貫通については、天井転がしとする
- イ 浴室内での配線結線等については、高温多湿箇所となるため防水処置を施すものとする。
- (7) 機械設備改修工事
- ア 給湯器に接続する給水・給湯配管については、架橋ポリエチレン管により接続するものとする。
- イ 新設するシャワー付混合水栓については、シャワーフック2箇所とし、シャワーホースについては洗い場中央までの長さを確保するものとする。
- (8) 本工事で使用する材料の色及び仕様については、監督官の承認を得た後に施工するものとする。
- (9) 着工に先立ち、事前に現地を確認し、現場の納まりや取り合わせ等により、材料の寸法や取付位置または取付工法を変更する場合は、監督官の指示を受けて行うものとする。
- (10) 本工事で発生した廃棄物については、産業廃棄物により適切に処分するものとし、産業廃棄物管理票E票の写しを契約期間内に監督官へ1部提出するものとする。

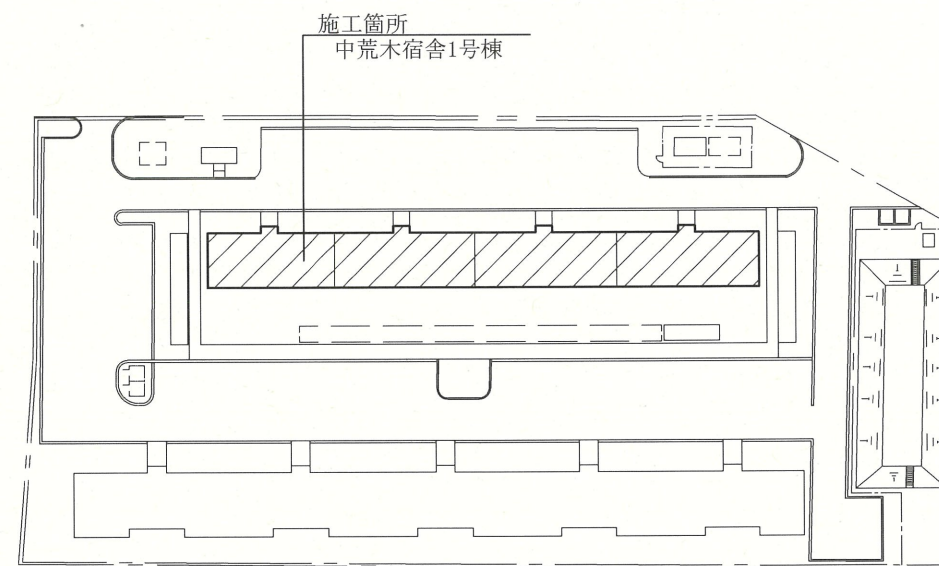
- (11) 提出書類
- ア 工程表 (契約後速やかに) 1部
- イ 現場代理人等指名・変更通知書 (契約後速やかに) 1部
- ウ 現場代理人略歴書 (契約後速やかに) 1部
- エ 着工通知書 (着工前) 1部
- オ 完成通知書 (竣工後速やかに) 1部
- カ 工事日誌 (竣工後速やかに) 1部
- キ 工事写真 (竣工後速やかに) 1部
- ク 工事材料搬入報告書 (着工前) 1部
- ケ マニフェストE票の写し (竣工後速やかに) 1部
- コ 発生材引継書 (竣工後速やかに) 1部
- サ 出荷証明書・納品伝票 (契約期間内までに) 1部
- シ 産業廃棄物収集運搬許可書写し (処分前速やかに) 1部
- ス 施工体制台帳及び施工体系図 (着工前速やかに) 1部
- セ 関係所掌への届出
- ソ その他監督が指示する書類

- 9 検査
- 本工事は、検査官の完了検査合格をもって竣工とするものとする。手直しが生じた場合は、手直し完了後検査官の再検査を実施し検査合格をもって竣工とするものとする。

名 称	出雲（8）中荒木宿舎浴室等改修工事	図面番号
図 面 名	仕様書	2 / 1 3



案内図 S=N/S



中荒木宿舎配置図 S=1/1,000

凡例
[Hatched Box] : 施工箇所

401	402	403	404	405	406	407	408
301	302	303	304	305	306	307	308
201	202	203	204	205	206	207	208
101	102	103	104	105	106	107	108

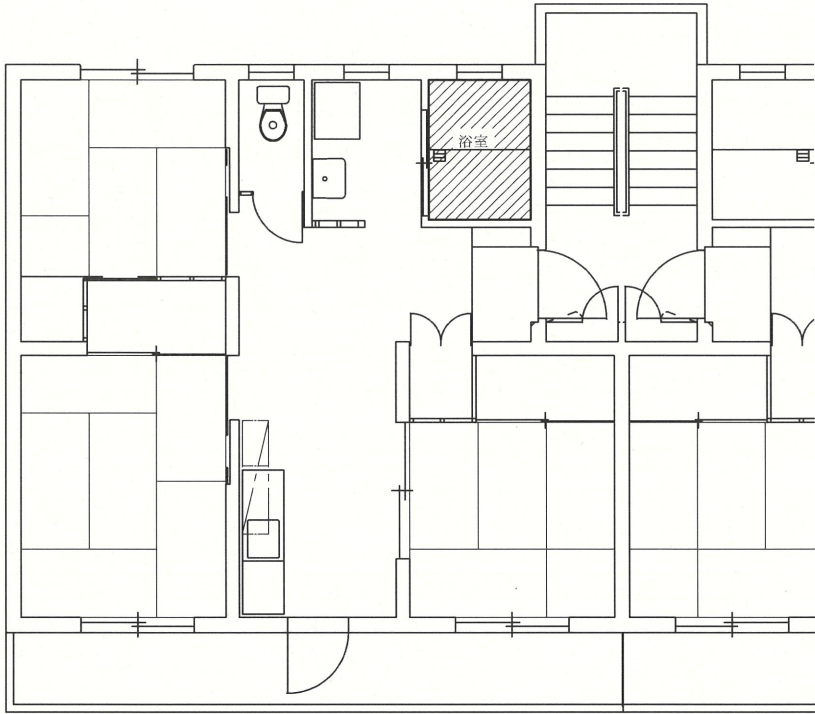
中荒木宿舎立面図 S=1/X

名称	出雲(8)中荒木宿舎浴室等改修工事	図面番号
図面名	案内図・配置図	3/13

中荒木宿舎 1 号棟 (3K)
施工箇所平面図 S=1/100

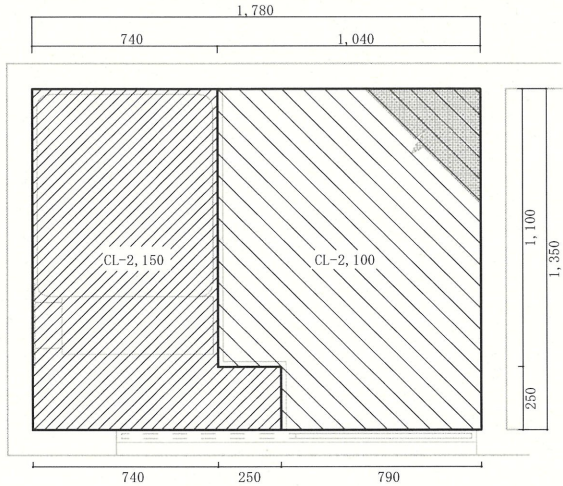
※奇数部屋採用

：施工箇所

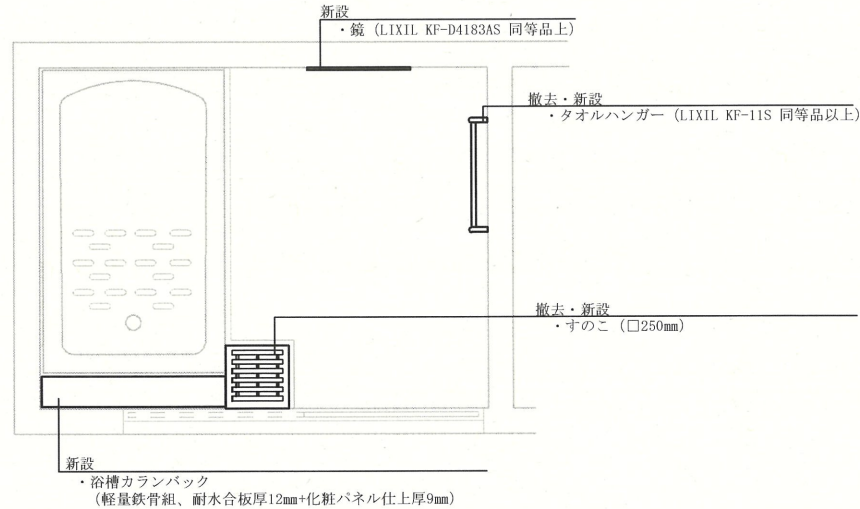


凡例

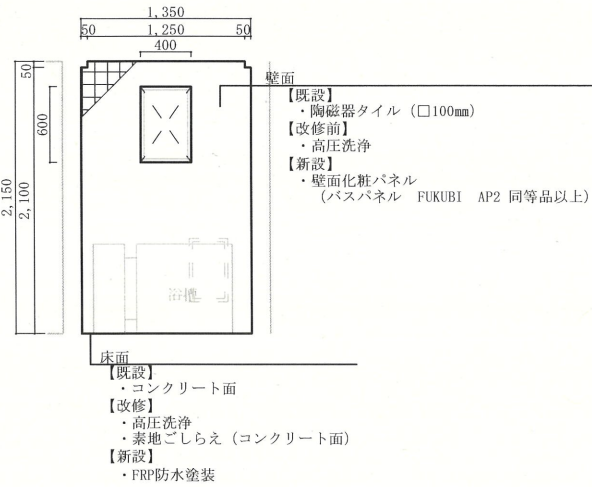
図記号等	施工内容			
	床面		壁面	
	改修前	改修後	改修前	改修後
	高压洗浄	防水モルタル (厚15mm) 浴室床用シート新設 ・ FUKUBI AKP009 (1,800×900×4.0mm) 同等品以上	高压洗浄	壁面化粧パネル バスパネル FUKUBI AP2 (910×2,450×9mm 同等品以上)
	高压洗浄 素地ごしらえ (コンクリート面)	FRP防水塗装		
付帯等設備		新設		
撤去		・タオルハンガー (LIXIL KF-11S 同等品以上)、すのこ (□250mm)		



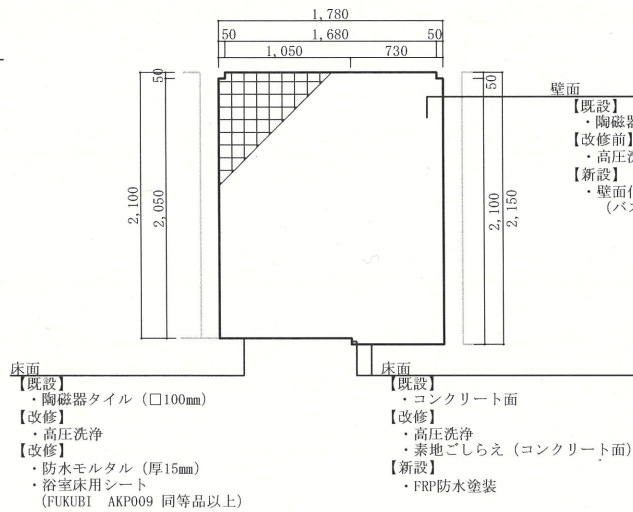
浴室改修前・後平面図 S=1/30



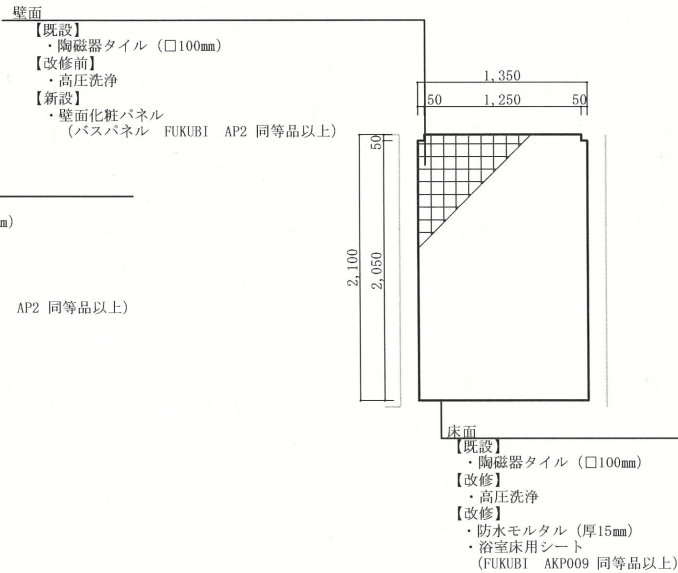
浴室改修前・後平面図 (付帯設備) S=1/30



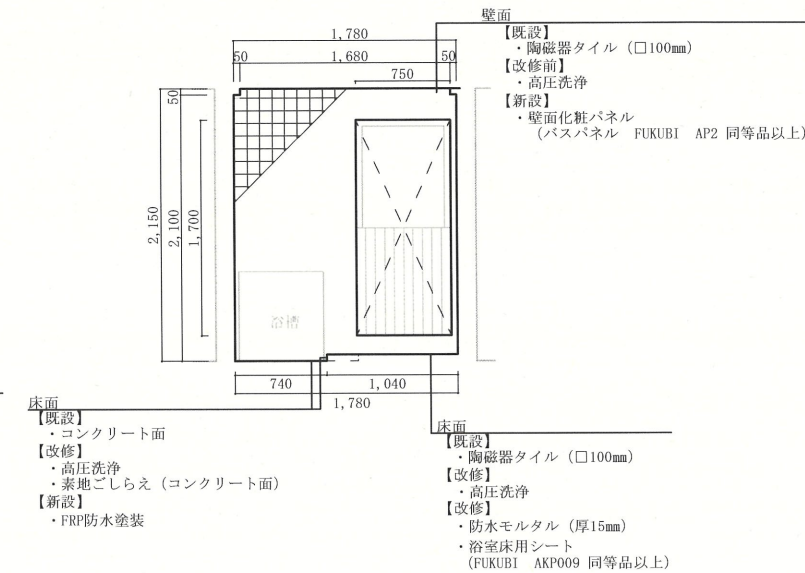
A面立面図 S=1/60



B面立面図 S=1/60



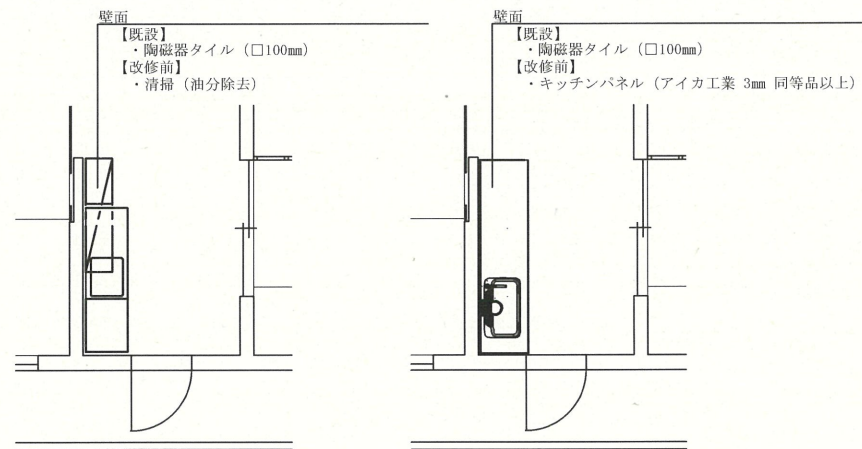
C面立面図 S=1/60



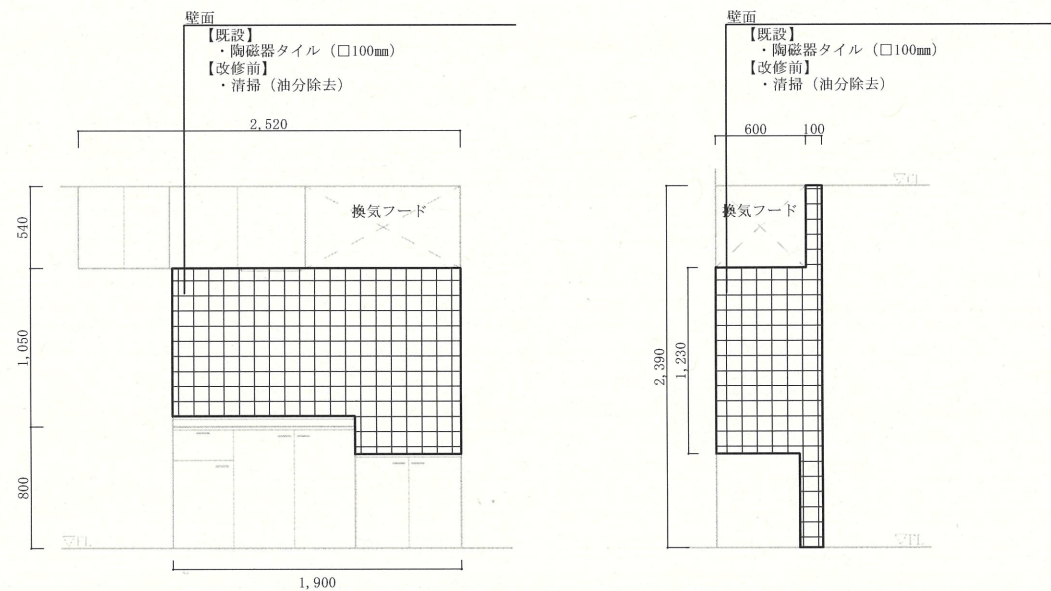
D面立面図 S=1/60

浴室改修図 (建築工事)

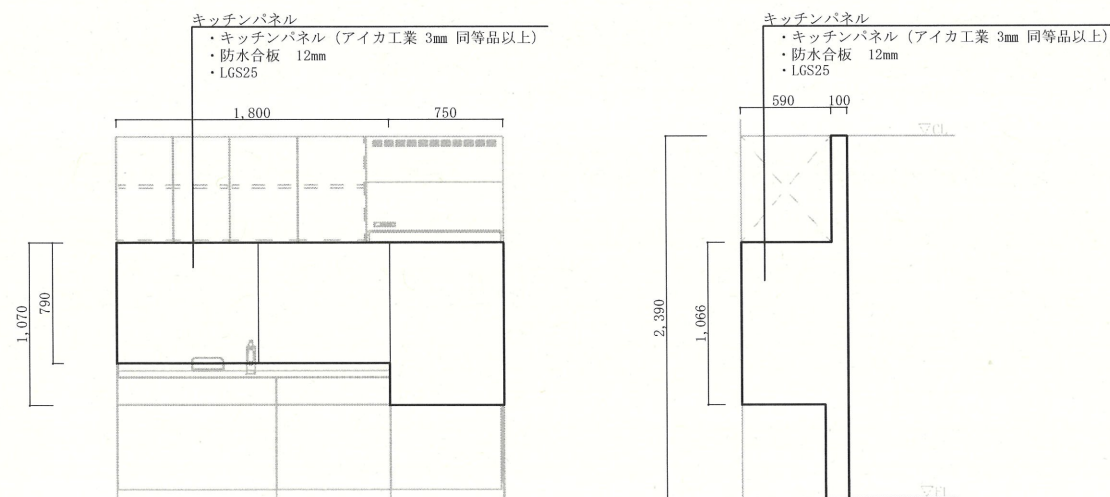
名 称	出雲 (8) 中荒木宿舎浴室等改修工事	図面番号
図 面 名	浴室改修建築図 (3K)	4 / 13



キッチン改修前・後平面図 S=1/100



キッチン改修前立面図（付帯設備） S=1/50



キッチン改修後立面図（付帯設備） S=1/50

キッチン改修図（建築工事）

付帯設備等（建築）詳細図

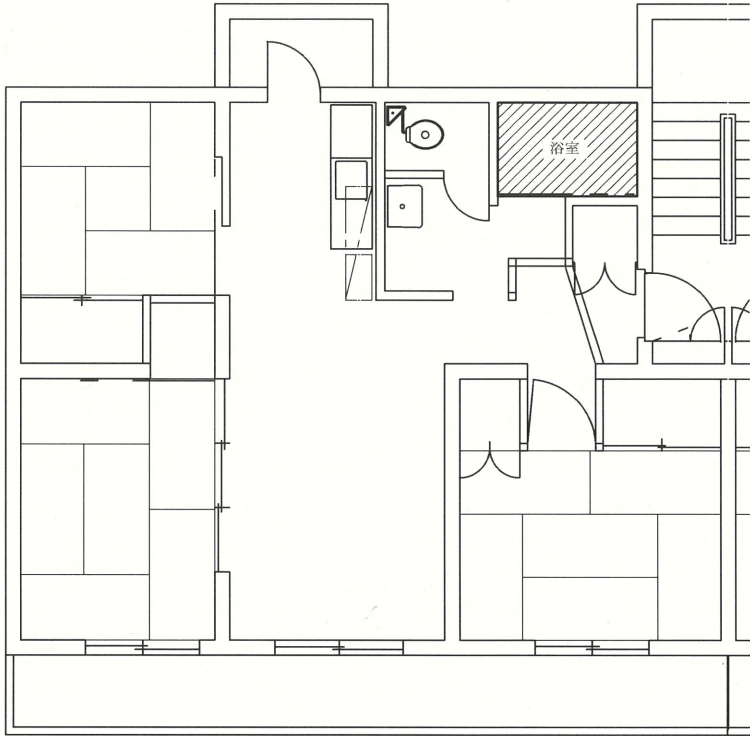
品名	床面取り合い収まり図	縮尺	S=1/5
詳細図			

名 称	出雲（8）中荒木宿舎浴室等改修工事	図面番号
図 面 名	キッチン改修建築図（3K）、部分詳細図	5 / 13

中荒木宿舎 1 号棟 (3LK)
施工箇所平面図 S=1/100

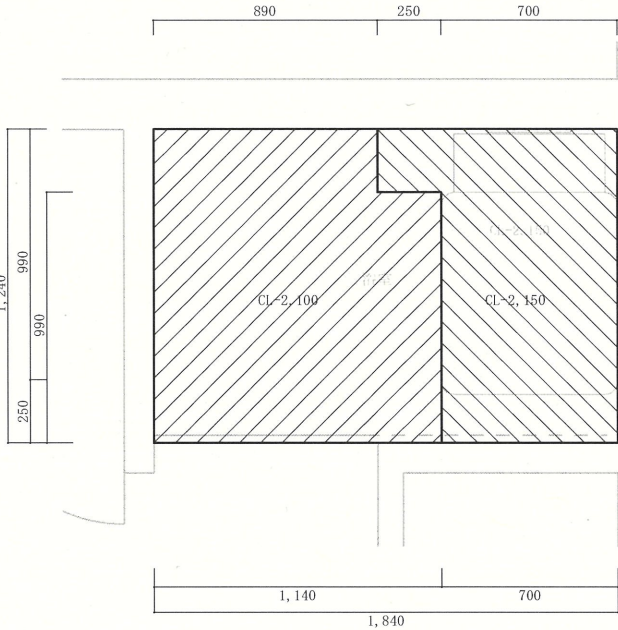
※奇数部屋採用

：施工箇所

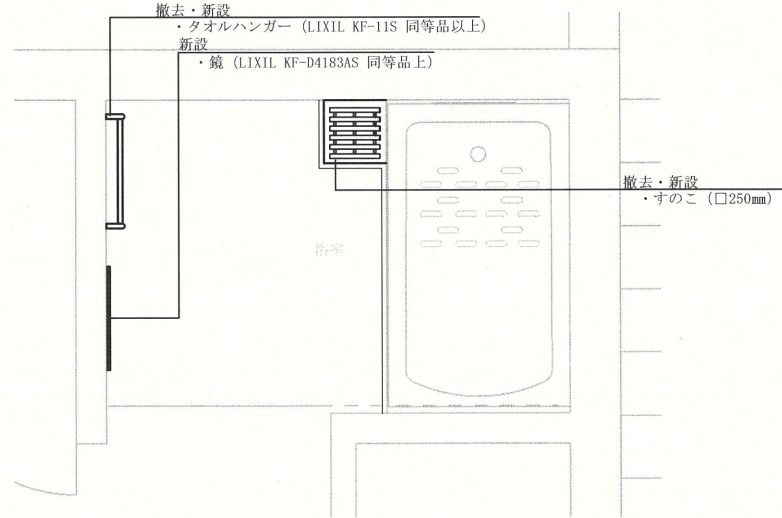


凡例

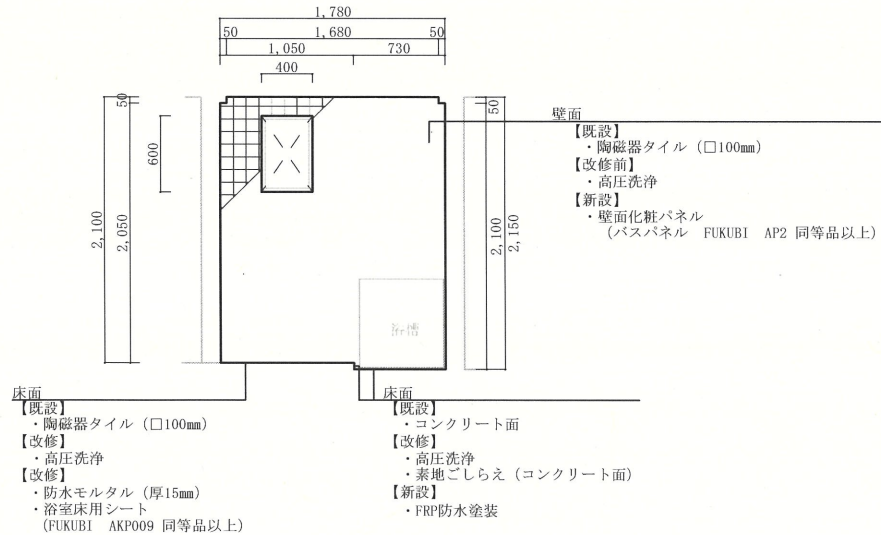
図記号等	施工内容			
	床面		壁面	
	改修前	改修後	改修前	改修後
	高圧洗浄	防水モルタル (厚15mm) 浴室床用シート新設 ・FUKUBI AKP009 (1,800×900×4.0mm) 同等品以上	高圧洗浄	壁面化粧パネル バスパネル FUKUBI AP2 (910×2,450×9mm 同等品以上)
	高圧洗浄 素地ごしらえ (コンクリート面)	FRP防水塗装		
付帯等設備		新設		
撤去		・タオルハンガー (LIXIL KF-11S 同等品以上)、すのこ (□250mm)		



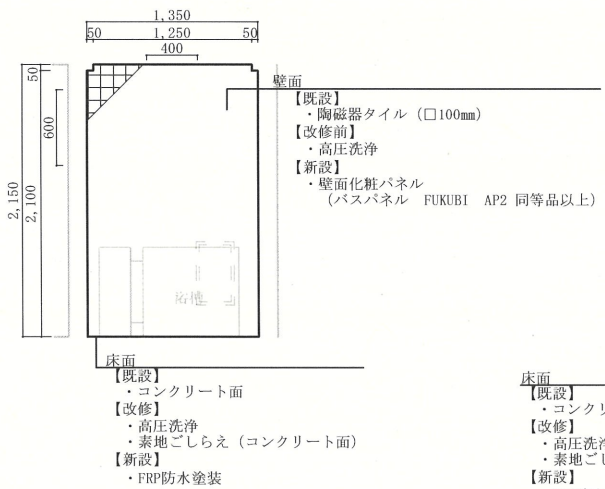
浴室改修前・後平面図 S=1/30



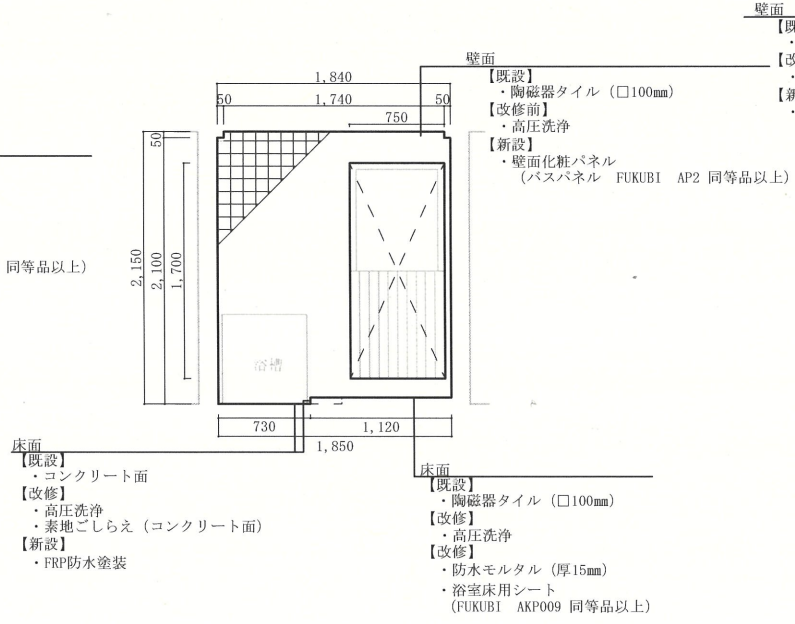
浴室改修前・後平面図 (付帯設備) S=1/30



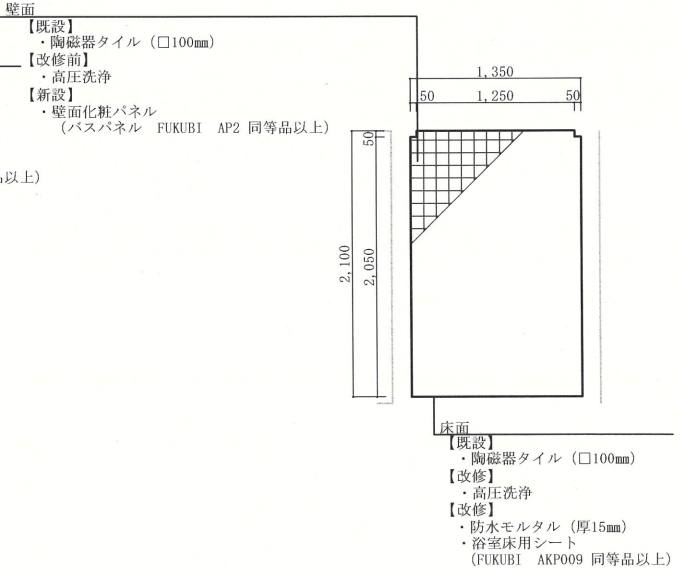
A面立面図 S=1/60



B面立面図 S=1/60



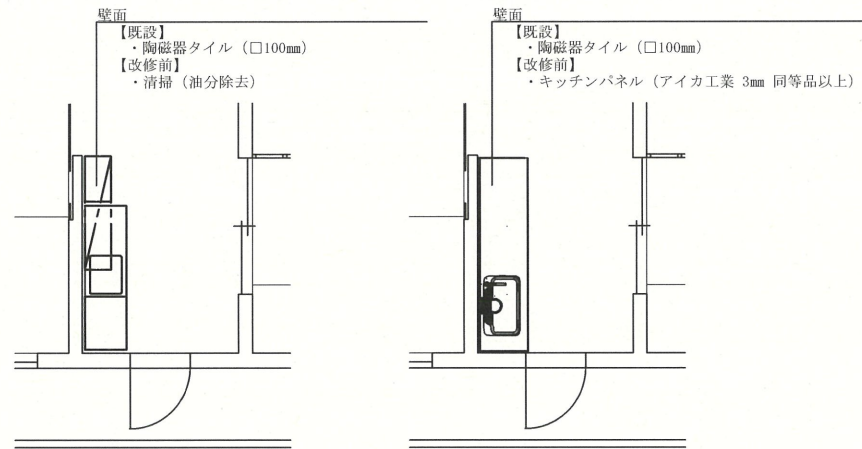
C面立面図 S=1/60



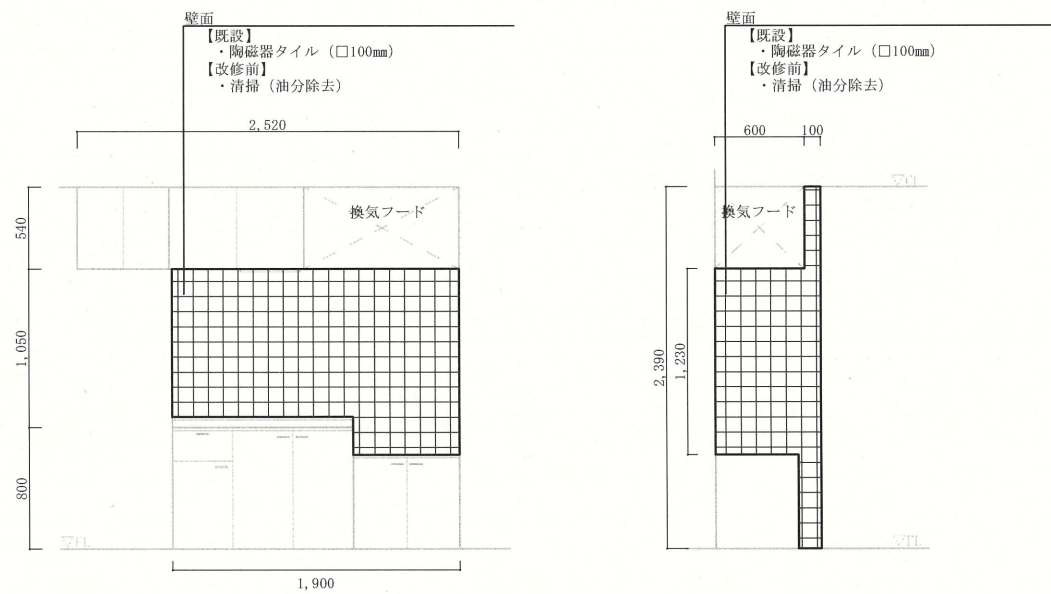
D面立面図 S=1/60

浴室改修図 (建築工事)

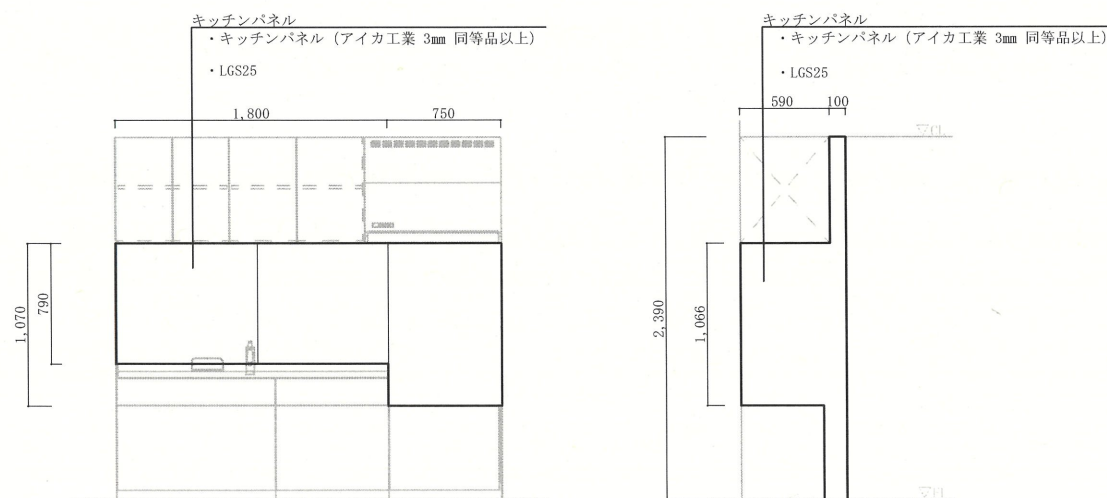
名 称	出雲 (8) 中荒木宿舎浴室等改修工事	図面番号
図 面 名	浴室改修建築図 (3LK)	6 / 13



キッチン改修前・後平面図 S=1/100



キッチン改修前立面図 (付帯設備) S=1/50



キッチン改修後立面図 (付帯設備) S=1/50

キッチン改修図 (建築工事)

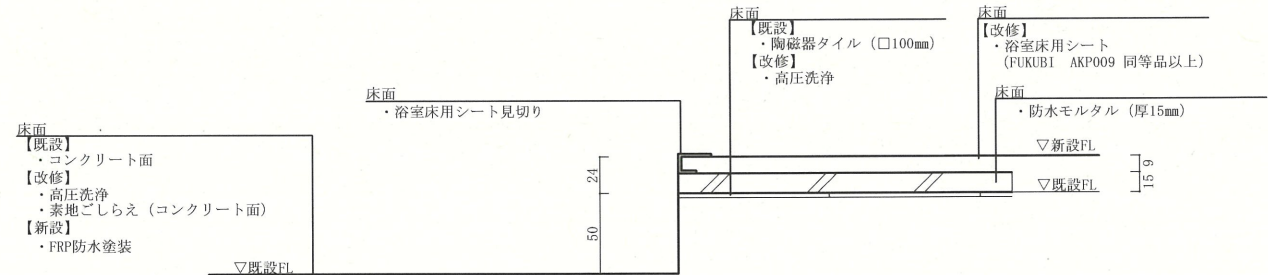
付帯設備等 (建築) 詳細図

品名 床面取り合い収まり図

縮尺

S=1/5

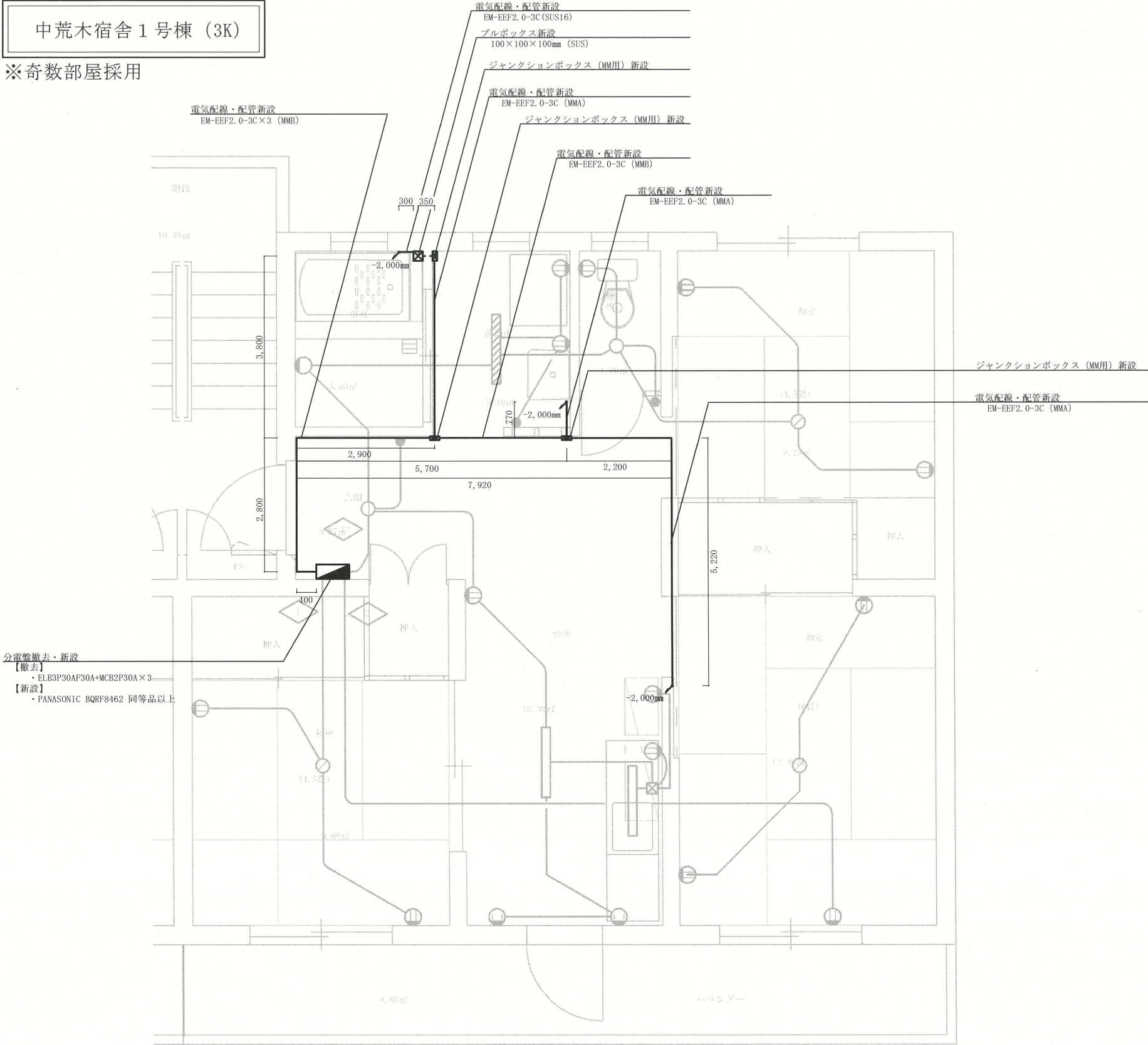
詳細図



名 称	出雲 (8) 中荒木宿舍浴室等改修工事	図面番号
図 面 名	キッチン改修建築図 (3LK)、部分詳細図	7 / 13

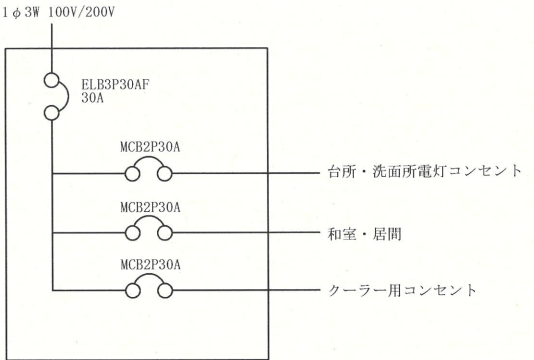
中荒木宿舎 1 号棟 (3K)

※奇数部屋採用

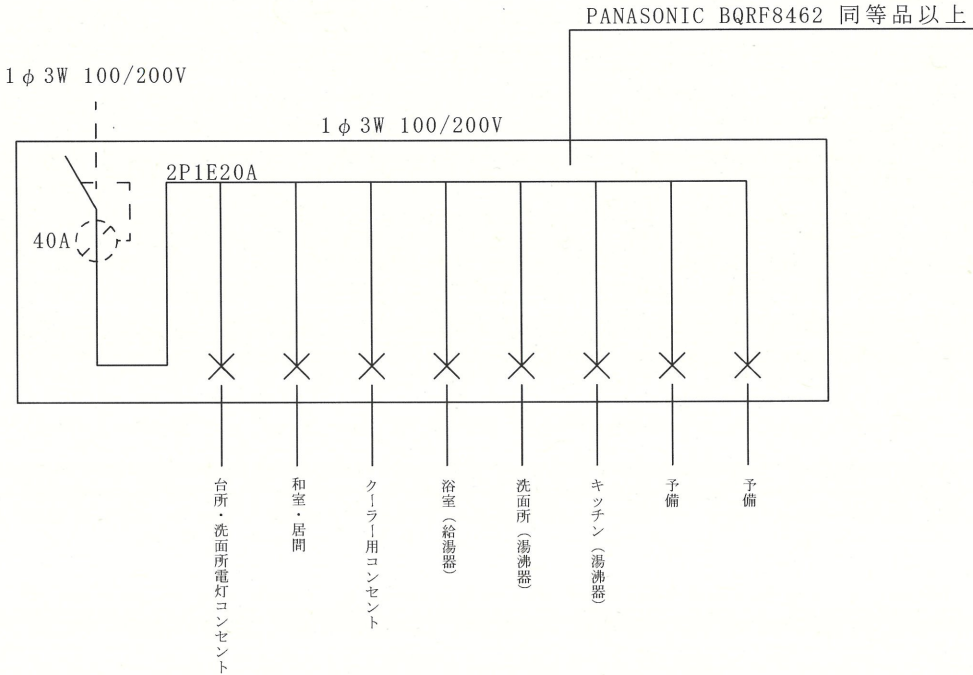


改修前・後平面図 S=1/50

電気設備改修図



分電盤詳細図 (撤去) S=1/X



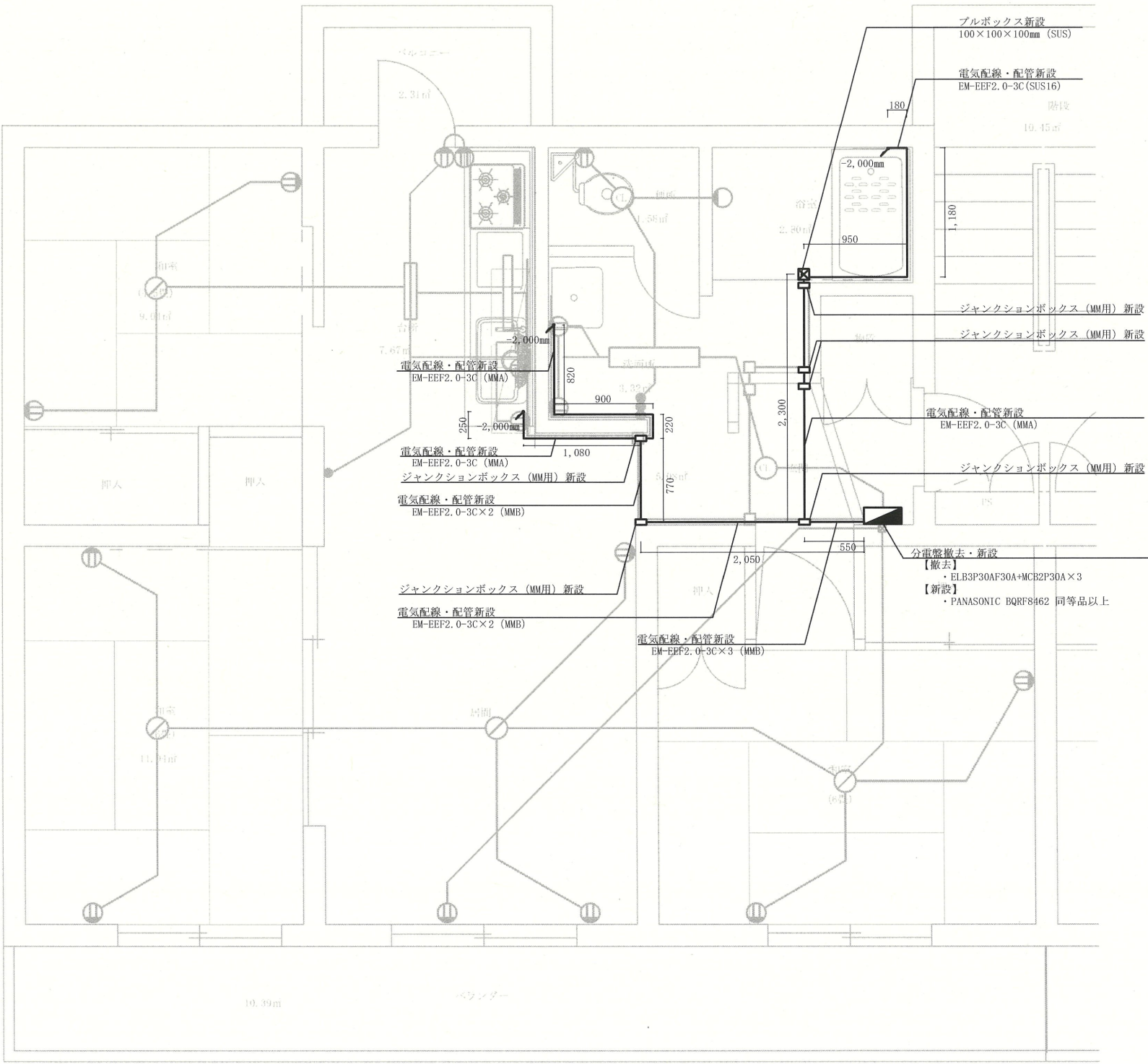
分電盤詳細図 (新設) S=1/X

※1 (MMA) : メタルモールA型とする。
 ※2 (MMB) : メタルモールB型とする。
 ※3 貫通箇所については、木部とする。

名 称	出雲 (8) 中荒木宿舎浴室等改修工事	図面番号
図 面 名	電気設備改修図 (3K)	8 / 13

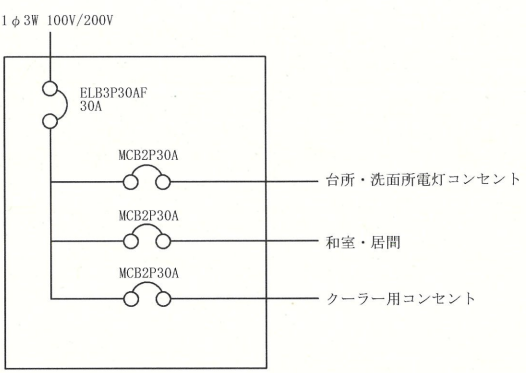
中荒木宿舎 1 号棟 (3LK)

※奇数部屋採用

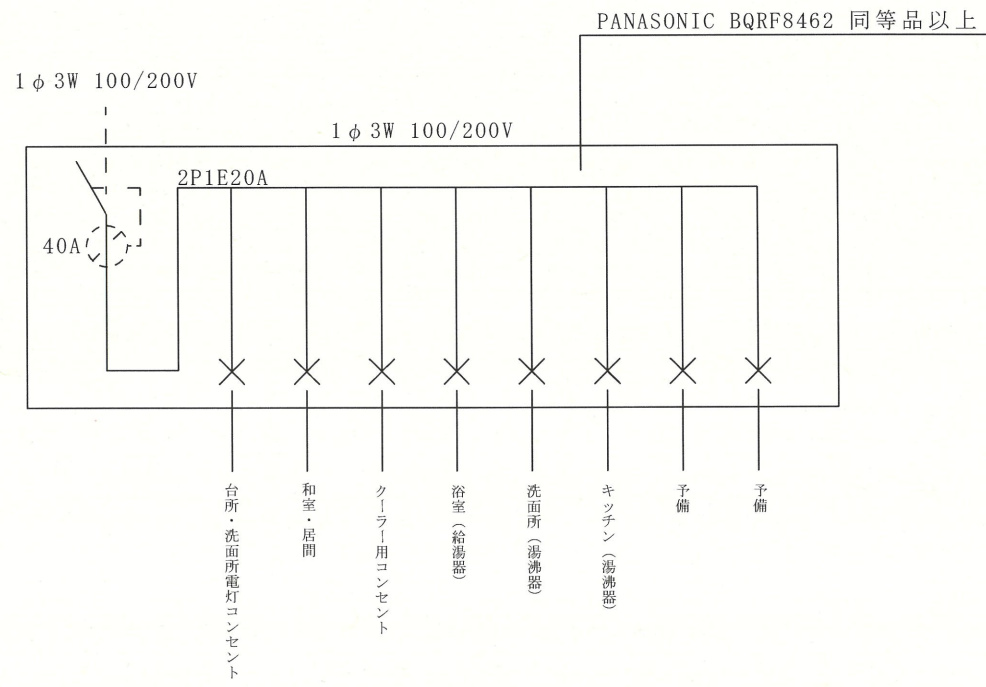


改修前・後平面図 S=1/50

電気設備改修図



分電盤詳細図 (撤去) S=1/X



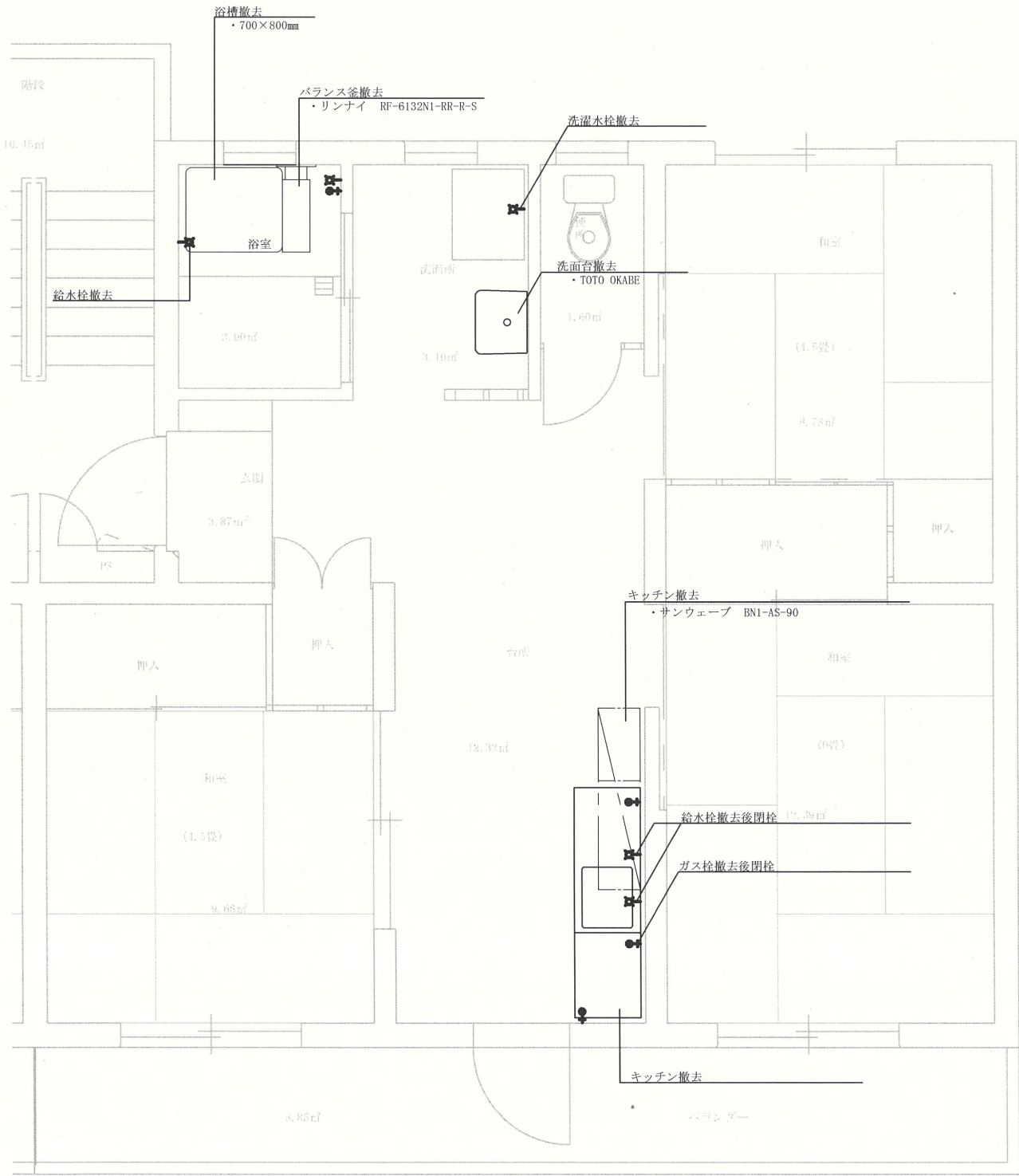
分電盤詳細図 (新設) S=1/X

※1 (MMA) : メタルモールA型とする。
※2 (MMB) : メタルモールB型とする。
※3 貫通箇所については、木部とする。

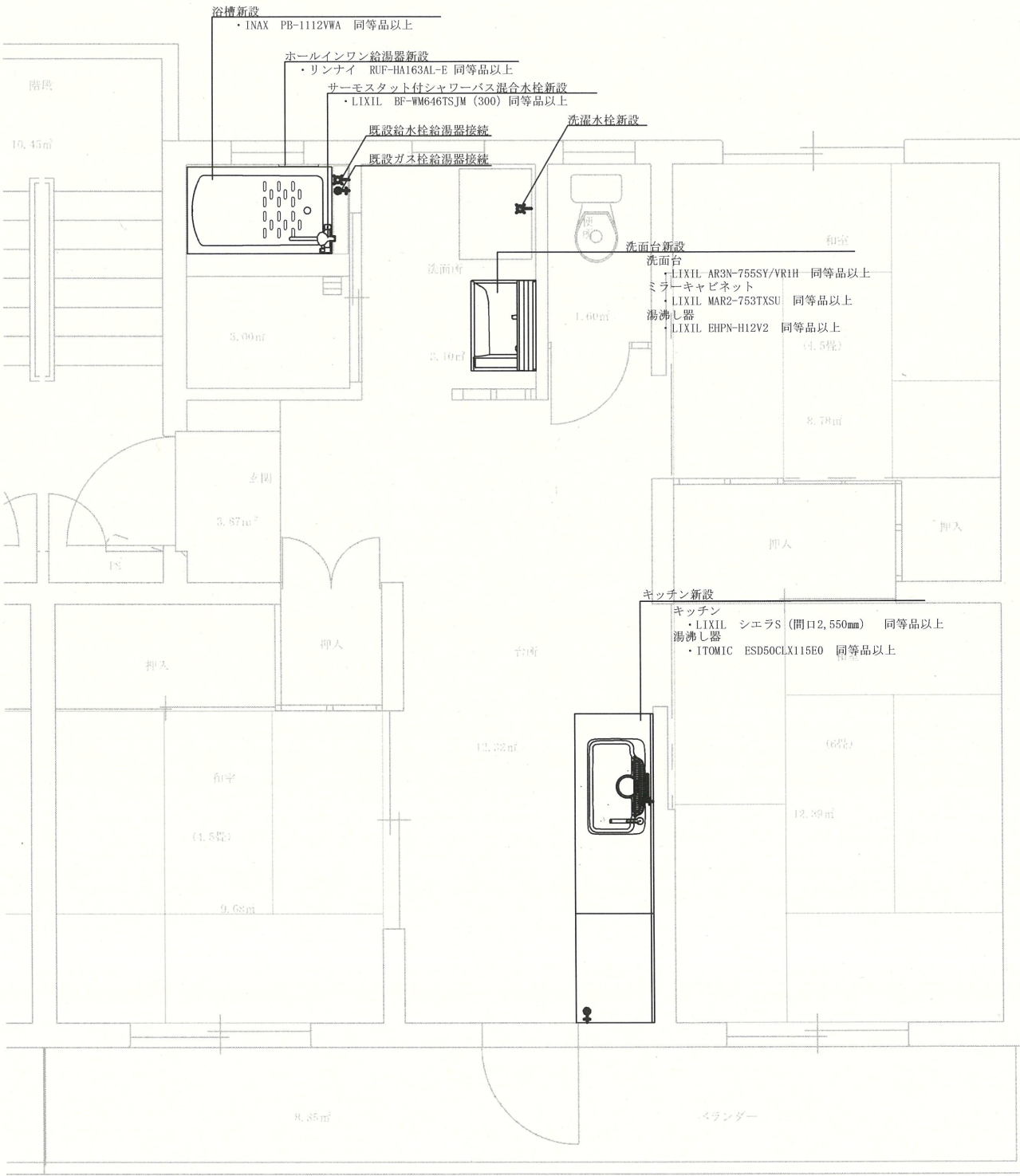
名 称	出雲 (8) 中荒木宿舎浴室等改修工事	図面番号
図 面 名	電気設備改修図 (3LK)	9 / 13

中荒木宿舎 1 号棟 (3K)

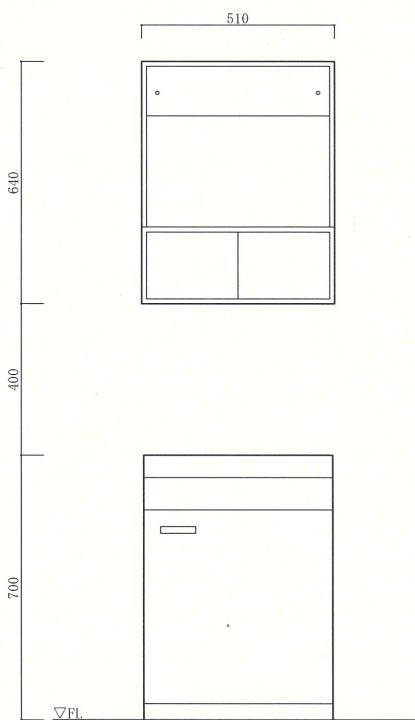
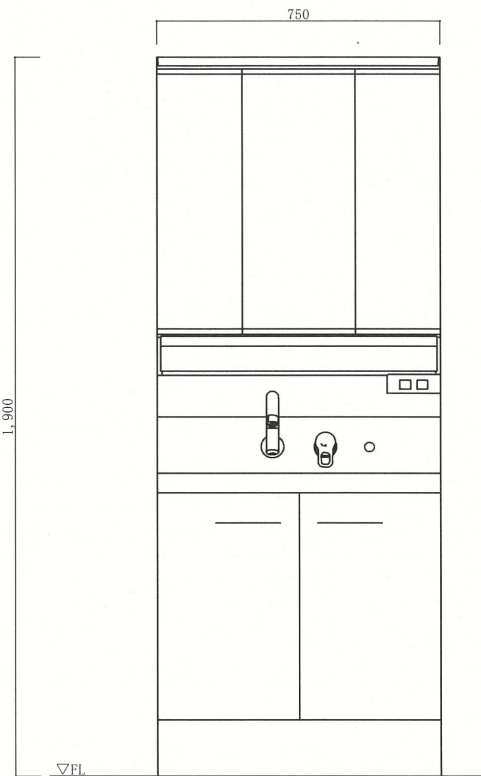
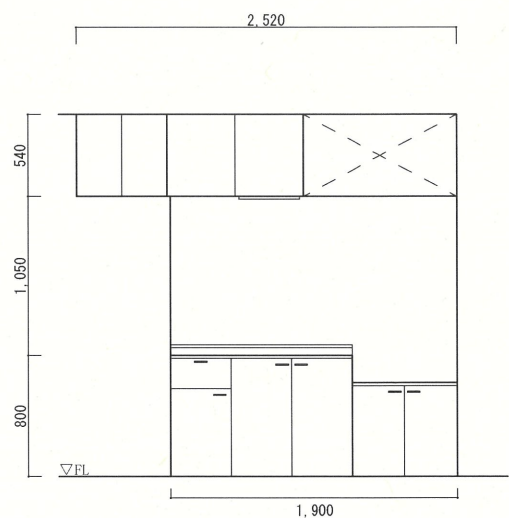
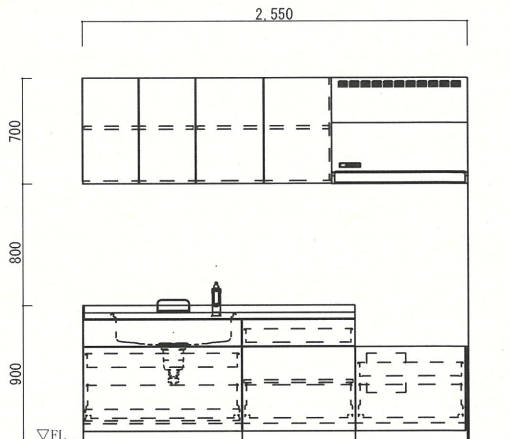
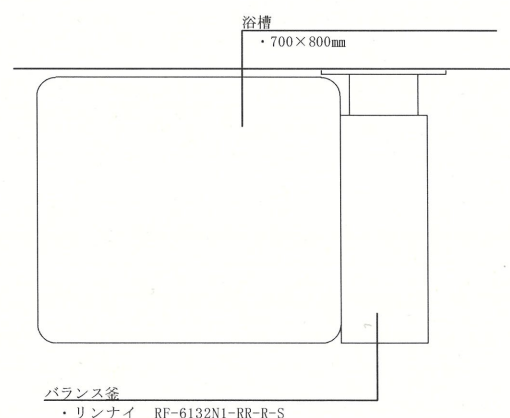
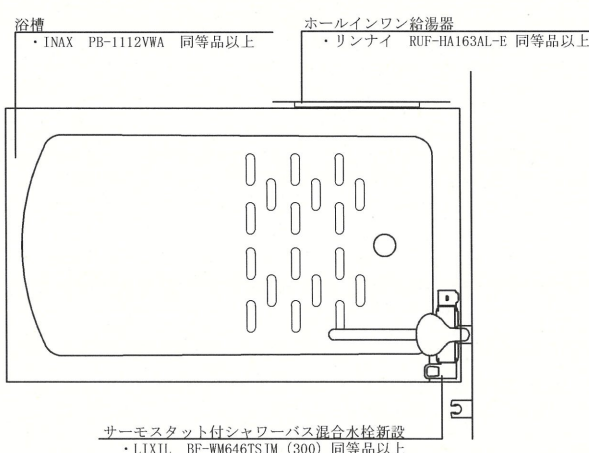
※奇数部屋採用



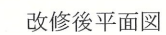
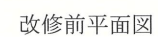
改修前平面図

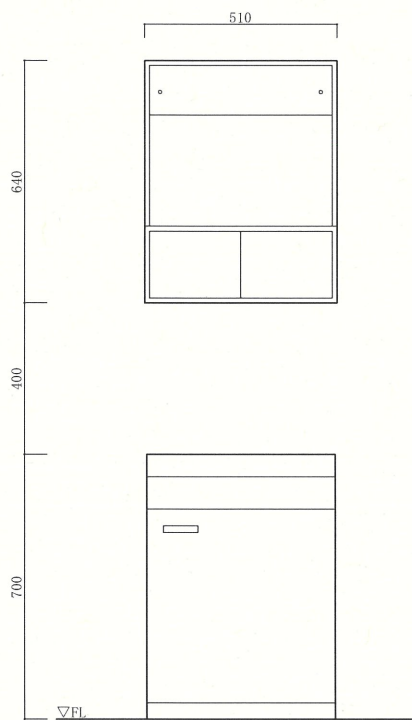
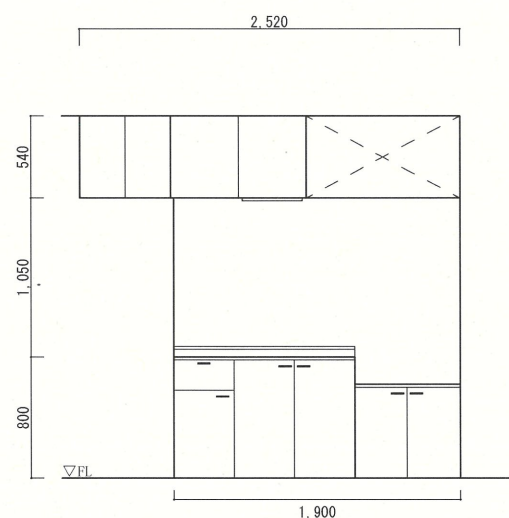
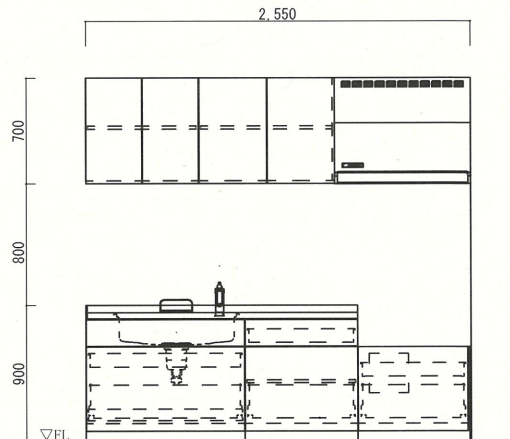
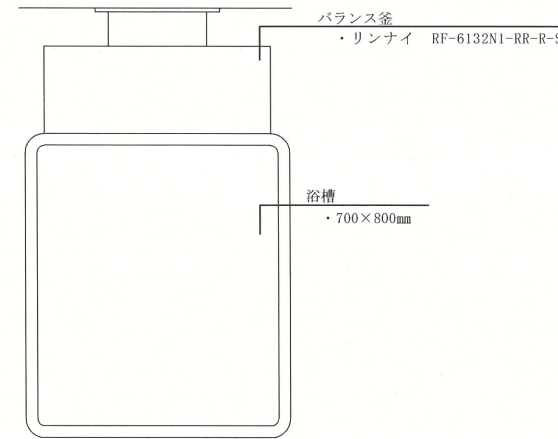
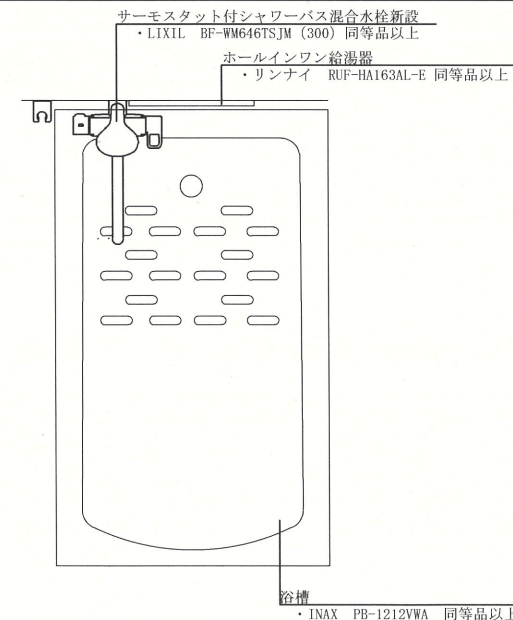


改修後平面図

付帯設備等（機械設備）詳細図														
品 名	洗面台		縮尺	S=1/20	数量	1	品 名	キッチン		縮尺	S=1/20	数量	1	
施工区分	撤去	新設	洗面台 : LIXIL AR3N-755SY/VR1H 同等品以上 ミラーキャビネット : LIXIL MAR2-753TXSU 同等品以上 湯沸し器 : LIXIL EHPN-H12V2 同等品以上				施工区分	撤去	新設	キッチン : LIXIL シエラS（間口2,550mm） 同等品以上 湯沸し器 : ITOMIC ESD50CLX115E0 同等品以上				
規 格 等							規 格 等	サンウェーブ BN1-AS-90						
詳 細 図			詳 細 図											
品 名	浴槽、給湯器		縮尺	S=1/20	数量	1	部品等	LIXIL SFBE451SYXJG5 同等品以上 LIXIL WEP9037ASIT 同等品以上 LIXIL NSR-120-2 同等品以上						
施工区分	撤去	新設					備考	※1 流し台灯については、既設流用するものとする。						
詳 細 図									※1 排水管の接続については、VUにより接続するものとする。 ※2 給水・給湯配管への接続については、架橋ポリエチレン管により接続するものとする。 ※3 換気扇の電源については、既設流用とする。 ※4 水栓部については、分岐水栓を取付るものとする。					
備考	※1 給湯器から接続する給水配管については、架橋ポリエチレン管により接続するものとする。 ※2 給湯器に接続する給水配管については、フレキ管により施工するものとする。 ※3 給湯器に接続するガス配管は強化ホースとする。 ※4 浴室リモコンについては、監督官と協議するものとする。													
							名 称	出雲（8）中荒木宿舍浴室等改修工事				図面番号		
							図 面 名	機械設備付帯設備等改修図（3K）				1 1 / 1 3		

※奇数部屋採用



付帯設備等（機械設備）詳細図														
品 名	洗面台		縮尺	S=1/20	数量	1	品 名	キッチン		縮尺	S=1/20	数量	1	
施工区分	撤去	新設					施工区分	撤去	新設					
規 格 等	TOTO OKABE	洗面台 : LIXIL AR3N-755SY/VR1H 同等品以上 ミラーキャビネット : LIXIL MAR2-753TXSU 同等品以上 湯沸し器 : LIXIL EHPN-H12V2 同等品以上					規 格 等	サンウェーブ BN1-AS-90	キッチン : LIXIL シエラS（間口2,550mm） 同等品以上 湯沸し器 : ITOMIC ESD50CLX115E0 同等品以上					
詳 細 図							詳 細 図							
品 名	浴槽、給湯器	新設	縮尺	S=1/20	数量	1	部品等							
施工区分	撤去					備考								
詳 細 図							備考	※1 流し台灯については、既設流用するものとする。						
						※1 排水管の接続については、VUにより接続するものとする。 ※2 給水・給湯配管への接続については、架橋ポリエチレン管により接続するものとする。 ※3 換気扇の電源については、既設流用とする。 ※4 水栓部については、分岐水栓を取付るものとする。								
備考					※1 給湯器から接続する給水配管については、架橋ポリエチレン管により接続するものとする。 ※2 給湯器に接続する給水配管については、フレキ管により施工するものとする。 ※3 給湯器に接続するガス配管は強化ホースとする。 ※4 浴室リモコンについては、監督官と協議するものとする。									
							名 称	出雲（8）中荒木宿舍浴室等改修工事				図面番号		
							図 面 名	機械設備付帯設備等改修図（3LK）				1 3 / 1 3		

工事件名：出雲（8）中荒木宿舍浴室等改修工事																																
項 目		数 量	単位	算出基礎																				備考								
1	建築工事																															
(1)	内外装工事																															
①	壁面化粧パネル	バスパネル FUKUBI AP2 同等品以上	35.38	m ²																												
					1号棟（3K）	1.35	m ×	2.15	m	-	(	0.60	m	×	0.40	m	)	-	(	0.05	m	×	0.05	m	×	2.00	箇所)	=	2.67	m ²	図面番号	4/13
						1.78	m ×	2.10	m	+	(	0.05	m	×	0.73	m	)	-	(	0.05	m	×	0.05	m	×	2.00	箇所)	=	3.77	m ²	図面番号	4/13
						1.35	m ×	2.10	m	-	(	0.05	m	×	0.05	m	×	2.00	箇所)							=	2.83	m ²	図面番号	4/13		
						1.78	m ×	2.10	m	+	(	0.05	m	×	0.74	m	)	-	(	0.05	m	×	0.05	m	×	2.00	箇所)	=	3.77	m ²	図面番号	4/13
						3.77	m ²	-	(	1.70	m	×	0.75	m	)											=	2.50	m ²	図面番号	4/13		
					計	2.67	m ²	+	3.77	m ²	+	2.83	m ²	+	2.50	m ²									=	11.76	m ²	図面番号	4/13			
					1号棟（3LK）	1.78	m ×	2.10	m	-	(	0.60	m	×	0.40	m	)	-	(	0.05	m	×	0.05	m	×	2.00	箇所)	=	3.49	m ²	図面番号	6/13
						3.49	m ²	+	(	0.05	m	×	0.73	m	)										=	3.53	m ²					
						1.35	m ×	2.10	m	-	(	0.05	m	×	0.05	m	×	2.00	箇所)						=	2.83	m ²	図面番号	4/13			
						1.84	m ×	2.10	m	+	(	0.05	m	×	0.74	m	)	-	(	0.05	m	×	0.05	m	×	2.00	箇所)	=	3.90	m ²	図面番号	4/13
						3.90	m ²	-	(	1.70	m	×	0.75	m	)									=	2.62	m ²	図面番号	4/13				
						1.35	m ×	2.10	m	-	(	0.05	m	×	0.05	m	×	2.00	箇所)					=	2.83	m ²	図面番号	4/13				
					計	3.53	m ²	+	2.83	m ²	+	2.62	m ²	+	2.83	m ²							=	11.81	m ²	図面番号	7/10					
					合計	11.76	m ²	×	1.00	戸	+	11.81	m ²	×	2.00	戸							=	35.38	m ²							
②	浴室床用シート	FUKUBI AKP009 同等品以上	4.27	m ²																												
					1号棟（3K）	1.10	m ×	1.04	m	+	0.25	m	×	0.79	m	+	(	1.24	m	+	0.25	m	×	0.05	m	)	=	1.42	m ²	図面番号	4/10	
					1号棟（3LK）	0.89	m	+	1.24	m	+	0.99	m	×	0.25	m	+	(	1.24	m	+	0.25	m	×	0.05	m	)	=	1.43	m ²	図面番号	7/10
					計	1.42	m ²	×	1.00	戸	+	1.43	m ²	×	2.00	戸							=	4.27	m ²							
③	キッチンパネル	アイカ工業 3mm 同等品以上 下地LGS含む	9.28	m ²																												
					1号棟（3K）	0.79	m ×	1.80	m	+	1.07	m	×	0.75	m	+	1.07	m	×	0.59	m	+	2.39	m	×	0.10	m	=	3.09	m ²	図面番号	4/10
					1号棟（3LK）	0.79	m ×	1.80	m	+	1.07	m	×	0.75	m	+	1.07	m	×	0.59	m	+	2.39	m	×	0.10	m	=	3.09	m ²	図面番号	7/10
					計	3.09	m ²	×	1.00	戸	+	3.09	m ²	×	2.00	戸							=	9.28	m ²							
④	浴室用カランバック	720×570×120mm メラミンパネル仕上げ	1.00	箇所																												
					1号棟（3K）	1.00	箇所															=	1.00	箇所	図面番号	4/10						
⑤	すのこ	□250mm	3.00	箇所																												
					1号棟（3K）	1.00	箇所															=	1.00	箇所	図面番号	4/10						
					1号棟（3LK）	2.00	箇所															=	2.00	箇所	図面番号	7/10						
					計	1.00	箇所	+	2.00	箇所												=	3.00	箇所								
(2)	塗装工事																															
①	FRP防水塗装	コンパック工法 T-2	3.20	m ²																												
					1号棟（3K）	1.10	m ×	1.04	m	+	0.25	m	×	0.79	m							=	1.34	m ²	図面番号	4/10						
					1号棟（3LK）	1.24	m	+	0.70	m	+	0.25	m	×	0.25	m							=	0.93	m ²	図面番号	7/10					
					計	1.34	m ²	×	1.00	戸	+	0.93	m ²	×	2.00	戸						=	3.20	m ²								
②	素地ごしらえ	コンクリート面	3.20	m ²																												
					1号棟（3K）	1.10	m ×	1.04	m	+	0.25	m	×	0.79	m							=	1.34	m ²	図面番号	4/10						
					1号棟（3LK）	1.24	m	+	0.70	m	+	0.25	m	×	0.25	m							=	0.93	m ²	図面番号	7/10					
					計	1.34	m ²	×	1.00	戸	+	0.93	m ²	×	2.00	戸						=	3.20	m ²								
(3)	改修工事																															
①	養生	搬出入部分	6.97	m ²																												
					1号棟（3K）	1.78	m ×	1.35	m													=	2.40	m ²	図面番号	4/10						
					1号棟（3LK）	1.24	m	+	1.84	m												=	2.28	m ²	図面番号	7/10						
					計	2.40	m ²	×	1.00	戸	+	2.28	m ²	×	2.00	戸						=	6.97	m ²								

工事件名：出雲（8）中荒木宿舍浴室等改修工事																										
項 目		数 量	単位	算出基礎										備考												
②	整理清掃後片付け	搬出入部分	6.97	m ²																						
					1号棟（3K）	1.78	m ×	1.35	m	=	2.40	m ²	図面番号	4/10												
					1号棟（3LK）	1.24	m +	1.84	m	=	2.28	m ²	図面番号	7/10												
					計	2.40	m ² ×	1.00	戸 +	2.28	m ² ×	2.00	戸													
										=	6.97	m ²														
③	ケレン	床	7.47	m ²																						
					1号棟（3K）	1.42	m ² +	1.34	m ²	=	2.76	m ²	図面番号	4/10												
					1号棟（3LK）	1.43	m ² +	0.93	m ²	=	2.36	m ²	図面番号	7/10												
					計	2.76	m ² ×	1.00	戸 +	2.36	m ² ×	2.00	戸													
										=	7.47	m ²														
④	ケレン	壁	109.42	m ²																						
					1号棟（3K）	11.76	m ² +	3.09	m ²	=	36.37	m ²	図面番号	4/10												
					1号棟（3LK）	11.81	m ² +	3.09	m ²	=	36.52	m ²	図面番号	7/10												
					計	36.37	m ² ×	1.00	戸 +	36.52	m ² ×	2.00	戸													
										=	109.42	m ²														
2 電気設備工事																										
(1) 配管工事																										
①	2種金属線び	A型	28.76	m																						
					1号棟（3K）	0.77	m +	2.20	m +	2.20	m +	5.22	m +	2.00	m +	3.80	m	=	16.19	m	図面番号	8/13				
					1号棟（3LK）	2.30	m +	0.22	m +	0.90	m +	0.82	m +	2.00	m +	1.08	m +	0.25	m +	2.00	m	=	9.57	m	図面番号	9/13
						16.19	m ×	1.00	戸 +	9.57	m ×	2.00	戸	=	28.76	m										
②	2種金属線び	B型	14.72	m																						
					1号棟（3K）	0.40	m +	2.80	m +	5.70	m	=	8.90	m			図面番号	8/13								
					1号棟（3LK）	2.05	m +	0.77	m	=	2.82	m			図面番号	9/13										
						8.90	m ×	1.00	戸 +	2.82	m ×	2.00	戸	=	14.72	m										
③	ジャンクションボックス	1～4方出	12.00	個																						
					1号棟（3K）	3.00	個			=	3.00	箇所	図面番号	8/13												
					1号棟（3LK）	6.00	個			=	6.00	箇所	図面番号	9/13												
						3.00	箇所 ×	1.00	戸 +	6.00	箇所 ×	2.00	戸	=	12.00	箇所										
④	ステンレスブルボックス	100×100×100mm	5.00	個																						
					1号棟（3K）	1.00	個			=	1.00	箇所	図面番号	8/13												
					1号棟（3LK）	1.00	個			=	1.00	箇所	図面番号	9/13												
						1.00	箇所 ×	1.00	戸 +	1.00	箇所 ×	2.00	戸	=	5.00	箇所										
⑤	ステンレス配管	SUS16	7.96	m																						
					1号棟（3K）	0.30	m +	0.35	m +	2.00	m	=	2.65	m			図面番号	8/13								
					1号棟（3LK）	0.95	m +	1.18	m +	0.18	m	=	2.31	m			図面番号	9/13								
						2.65	m ×	1.00	戸 +	2.31	m ×	2.00	戸	=	7.96	m										
(2) 配線工事																										
①	600Vポリエチレン絶縁樹脂性ポリエチレンシースケーブル	EM-EEF2. 0-3C	82.70	m																						
					1号棟（3K）	0.40	m +	2.80	m +	2.90	m +	3.80	m +	0.35	m +	0.30	m +	2.00	m	=	12.55	m	図面番号	8/13		
						0.40	m +	2.80	m +	5.70	m +	0.77	m +	2.00	m	=	11.67	m								
						0.40	m +	2.80	m +	7.92	m +	5.22	m +	2.00	m	=	18.34	m								
					計	12.55	m +	11.67	m +	18.34	m	=	42.56	m												
					1号棟（3LK）	0.55	m +	2.30	m +	0.95	m +	1.18	m +	0.18	m +	2.00	m	=	7.16	m			図面番号	9/13		
						2.05	m +	0.77	m +	0.22	m +	0.90	m +	0.82	m +	2.00	m	=	6.76	m						
						2.05	m +	0.77	m +	1.08	m +	0.25	m +	2.00	m	=	6.15	m								
					計	7.16	m +	6.76	m +	6.15	m	=	20.07	m												
					合計	42.56	m ×	1.00	戸 +	20.07	m ×	2.00	戸	=	82.70	m										

工事件名：出雲（8）中荒木宿舍浴室等改修工事																																
項 目			数 量	単位	算出基礎										備考																	
(3) 電力設備																																
①	住宅用分電盤	PANASONIC BQWB8462 同等品以上	3.00	面																												
					1号棟（3K）	1.00	個	×	1.00	戸		=	1.00	個	図面番号	5/10																
					1号棟（3LK）	1.00	個	×	2.00	戸		=	2.00	個	図面番号	8/10																
					計	1.00	個	+	2.00	個		=	3.00	個																		
(4) 撤去工事																																
①	分電盤	撤去後再使用しない	3.00	面																												
					1号棟（3K）	1.00	個	×	1.00	戸		=	1.00	個	図面番号	5/10																
					1号棟（3LK）	1.00	個	×	2.00	戸		=	2.00	個	図面番号	8/10																
					計	1.00	個	+	2.00	個		=	3.00	個																		
3 機械設備工事																																
(1) コンクリート工事																																
①	防水モルタル	厚さ15mm 1：2	4.27	m ²																												
					1号棟（3K）	1.10	m	×	1.04	m	+	0.25	m	×	0.79	m	+	(	1.24	m	+	0.25	m	×	0.05	m	)	=	1.42	m ²	図面番号	4/10
					1号棟（3LK）	0.89	m	+	1.24	m	+	0.99	m	×	0.25	m	+	(	1.24	m	+	0.25	m	×	0.05	m	)	=	1.43	m ²	図面番号	7/10
					計	1.42	m ²	×	1.00	戸	+	1.43	m ²	×	2.00	戸		=	4.27	m ²												
(2) 給湯設備																																
①	貯湯湯沸器	LIXIL EHPN-H12V2 同等品以上	3.00	台																												
					1号棟（3K）	1.00	個	×	1.00	戸		=	1.00	個	図面番号	5/10																
					1号棟（3LK）	1.00	個	×	2.00	戸		=	2.00	個	図面番号	8/10																
					計	1.00	個	+	2.00	個		=	3.00	個																		
②	貯湯湯沸器	ITOMIC ESD50CLX115E0 同等品以上	3.00	台																												
					1号棟（3K）	1.00	個	×	1.00	戸		=	1.00	個	図面番号	5/10																
					1号棟（3LK）	1.00	個	×	2.00	戸		=	2.00	個	図面番号	8/10																
					計	1.00	個	+	2.00	個		=	3.00	個																		
③	浴槽	浴槽・給湯器・浴室リモコン・混合水栓・鏡・タオル掛け含む	3.00	台																												
					1号棟（3K）	1.00	個	×	1.00	戸		=	1.00	個	図面番号	5/10																
					1号棟（3LK）	1.00	個	×	2.00	戸		=	2.00	個	図面番号	8/10																
					計	1.00	個	+	2.00	個		=	3.00	個																		
(3) 衛生設備機器																																
①	洗面台	LIXIL AR3N-75SY/VR1H 同等品以上	3.00	台																												
					1号棟（3K）	1.00	個	×	1.00	戸		=	1.00	個	図面番号	5/10																
					1号棟（3LK）	1.00	個	×	2.00	戸		=	2.00	個	図面番号	8/10																
					計	1.00	個	+	2.00	個		=	3.00	個																		
②	キッチン	LIXIL シェラス（間口2,550mm） 同等品以上	3.00	台																												
					1号棟（3K）	1.00	個	×	1.00	戸		=	1.00	個	図面番号	5/10																
					1号棟（3LK）	1.00	個	×	2.00	戸		=	2.00	個	図面番号	8/10																
					計	1.00	個	+	2.00	個		=	3.00	個																		
③	洗濯水栓	13A	3.00	個																												
					1号棟（3K）	1.00	個	×	1.00	戸		=	1.00	個	図面番号	5/10																
					1号棟（3LK）	1.00	個	×	2.00	戸		=	2.00	個	図面番号	8/10																
					計	1.00	個	+	2.00	個		=	3.00	個																		

工事件名：出雲（8）中荒木宿舍浴室等改修工事														
項 目			数 量	単位	算出基礎								備考	
(4)	撤去工事													
①	水栓	13A 撤去後再使用しない	3.00	個										
					1号棟（3K）	1.00	個 ×	1.00	戸	=	1.00	個	図面番号	5/10
					1号棟（3LK）	1.00	個 ×	2.00	戸	=	2.00	個	図面番号	8/10
					計	1.00	個 +	2.00	個	=	3.00	個		
②	ガス栓	20A 撤去後再使用しない	3.00	個										
					1号棟（3K）	1.00	個 ×	1.00	戸	=	1.00	個	図面番号	5/10
					1号棟（3LK）	1.00	個 ×	2.00	戸	=	2.00	個	図面番号	8/10
					計	1.00	個 +	2.00	個	=	3.00	個		
③	バランス釜	上り湯シャワー付き 撤去後再使用しない	3.00	台										
					1号棟（3K）	1.00	個 ×	1.00	戸	=	1.00	個	図面番号	5/10
					1号棟（3LK）	1.00	個 ×	2.00	戸	=	2.00	個	図面番号	8/10
					計	1.00	個 +	2.00	個	=	3.00	個		
④	浴槽	800mm×700mm×640mm 撤去後再使用しない	3.00	台										
					1号棟（3K）	1.00	個 ×	1.00	戸	=	1.00	個	図面番号	5/10
					1号棟（3LK）	1.00	個 ×	2.00	戸	=	2.00	個	図面番号	8/10
					計	1.00	個 +	2.00	個	=	3.00	個		
⑤	洗面器	洗面化粧台含む 撤去後再使用しない	3.00	台										
					1号棟（3K）	1.00	個 ×	1.00	戸	=	1.00	個	図面番号	5/10
					1号棟（3LK）	1.00	個 ×	2.00	戸	=	2.00	個	図面番号	8/10
					計	1.00	個 +	2.00	個	=	3.00	個		